

監査結果公表第19-7号

平成14年度包括外部監査結果に基づく第9回措置の通知、平成15年度包括外部監査結果に基づく第7回措置の通知、平成16年度包括外部監査結果に基づく第5回措置の通知、平成17年度包括外部監査結果に基づく第3回措置の通知、及び平成18年度包括外部監査結果に基づく第1回措置の通知の公表について

平成19年9月3日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	浜 田 澄 子
同	内 藤 耕 一

記

1 措置の通知

平成14年度包括外部監査結果に基づく第9回措置の通知、平成15年度包括外部監査結果に基づく第7回措置の通知、平成16年度包括外部監査結果に基づく第5回措置の通知、平成17年度包括外部監査結果に基づく第3回措置の通知、及び平成18年度包括外部監査結果に基づく第1回措置の通知

平成19年8月29日 企地第65号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

企 地 第 6 5 号
平成19年8月29日

八尾市監査委員 西浦 昭夫 様
同 北山 諒一 様
同 浜田 澄子 様
同 内藤 耕一 様

八尾市長 田中 誠太

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年7月20日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

○平成14年度包括外部監査について

・監査の対象

出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について

○平成15年度包括外部監査について

・監査の対象

補助金の財務事務の執行について

○平成16年度包括外部監査について

・監査の対象

八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について

○平成17年度包括外部監査について

・監査の対象

「公の施設」の管理運営について

○平成18年度包括外部監査について

・監査の対象

八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

・平成14年度包括外部監査についての改善措置等の内容

(1)財団法人八尾市清協公社について(所管課:環境施設課)

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	項目	監査の結果(要旨)	H19.7.20までの措置の内容と改善の方針	H19.1.17までの措置の内容と改善の方針
1	減価償却資産に関する費用処理の方法について	固定資産は取得年度に取得額相当額の圧縮引当金を負債計上し、減価償却は未実施である。又、貸借対照表上の固定資産簿価額が不適正である。	清協公社の委託契約は実費弁償方式を採用しているため、固定資産の減価償却を実施することは市の財政に関係することから専門家の意見等を参考に清協公社及び市内部において引き続き検討し、平成20年度に改善できるよう努めてまいります。	清協公社の委託契約は実費弁償方式を採用しているため、固定資産の減価償却を実施することは市の財政に関係することから専門家の意見等を参考に清協公社及び市内部において引き続き検討し、改善を図ってまいります。
2	退職給与引当金の計上不足について	当年度末時点の退職金支払義務額を退職給与引当金として計上する必要がある。	清協公社の委託契約は実費弁償方式を採用しているため、退職金支払義務額を退職給与引当金として計上することは市の財政状況に影響することから専門家の意見等を参考に清協公社及び市内部において引き続き検討し、平成20年度に改善できるよう努めてまいります。	清協公社の委託契約は実費弁償方式を採用しているため、退職金支払義務額を退職給与引当金として計上することは市の財政状況に影響することから専門家の意見等を参考に清協公社及び市内部において引き続き検討し、改善を図ってまいります。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17までの措置の内容と改善の方針
1	再任用制度について	清協公社における再任用制度対象者の任用期限は、八尾市の職員の制度より引き上げていることになっている状況であり、再検討する必要がある。	平成19年4月1日から八尾市の再任用制度と同一内容に変更しましたので、清協公社の再任用制度対象者の任用期限は八尾市と同一です。(措置済み)	清協公社の再任用制度については、八尾市の同制度を考慮するとともに労使の問題に関わることもあり、清協公社独自の八尾市清協公社将来検討委員会及び八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で引き続き任用期限等を検討し、平成19年度定年退職時に新制度で対応できるよう労使間で十分協議の上で解決を図ってまいります。
2	消費税等の処理について	消費税の処理について、収益は税込処理、費用は税抜処理であり、統一されていない。	包括外部監査の指摘への対応として、外部の専門家からの意見を聴取するため、公認会計士に依頼して意見聴取し、それを参考に検討した結果、平成20年度からの会計処理を消費税で統一してまいります。	統一的な処理を行うべく清協公社と引き続き検討し、専門家の意見等を参考に早期の解決を図ってまいります。

3	八尾市と清協公社との委託契約形態について	清協公社への委託契約形態は、実費精算方式を採用する。又、委託料算定には、退職金費用については当年度に発生した退職給与引当金繰入額を、固定資産費用については当年度の減価償却額を含めることが適切と考える。	委託契約形態は、既に実費精算を採用済みです。また、退職給与引当繰入額及び減価償却額を委託料算定に含めることについては、市の財政状況に影響するため専門家の意見等を参考に清協公社及び市内部において引き続き検討し、平成20年度に改善できるよう努めてまいります。	委託契約形態は、既に実費精算を採用済みです。また、退職給与引当繰入額及び減価償却額を委託料算定に含めることについては、市の財政状況に影響するため専門家の意見等を参考に清協公社及び市内部において引き続き検討し、改善を図ってまいります。
4	清協公社の今後のあり方について ア)し尿収集業務のコストの適正化と継続的削減について	し尿収集等業務は業務量測定の結果をもって適正な委託料を算定し、当該金額までを計画的に削減していく必要がある。	平成12年度から欠員不補充を実施し、この7年間で28人の減員を図っており、今後も引き続き職員数の削減、車両の減車等を毎年計画的に実施し、それに基づいて委託料の計画的削減を図ってまいります。	平成12年度から欠員不補充を実施し、この6年間で25人の減員を図っており、今後も引き続き職員数の削減、車両の減車等を毎年計画的に実施し、それに基づいて委託料の計画的削減を図ってまいります。
5	清協公社の今後のあり方について イ)し尿収集業務以外の業務の段階的廃止について	し尿収集等業務以外の業務は段階的に廃止し、民間へ移行していくのが望ましい。	し尿収集等業務以外の業務は、既に一部を廃止しています。残りの防疫、放置自転車撤去業務等については、清協公社独自の八尾市清協公社将来検討委員会の職員数削減計画に依りて、し尿収集等業務に特化すべく段階的廃止を労使間で十分協議するとともに、八尾市清協公社将来検討委員会で段階的廃止を引き続き検討して解決を図ってまいります。	し尿収集等業務以外の業務は、既に一部を廃止していますが、残りの防疫、放置自転車撤去業務等については、清協公社独自の八尾市清協公社将来検討委員会の職員数削減計画に依りて、し尿収集等業務に特化すべく段階的廃止を労使間で十分協議するとともに八尾市清協公社将来検討委員会で段階的廃止を引き続き検討して解決を図ってまいります。
6	清協公社の今後のあり方について ウ)縮小スキームの早期確立について	清協公社を廃止に向け縮小していくため、早期退職優遇制度の創設、技能訓練・資格取得支援制度の創設、人件費抑制を目的としたワークシェアリングの採用等の縮小スキームを描く必要がある。	早期退職優遇制度については、平成19年2月に創設しました。他の縮小スキームについては、業務形態等から実施が困難な点もあり、清協公社独自の八尾市清協公社将来検討委員会及び八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で引き続き検討してまいります。	清協公社独自の八尾市清協公社将来検討委員会及び八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で引き続き検討しており、特に早期退職優遇制度については、早期に創設し平成18年度中に実施できるよう努めてまいります。他の縮小スキームについては、業務形態等から困難な点もあり引き続き検討してまいります。
7	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	公益法人会計基準で求められている注記(重要な会計方針、基本財産、次期繰越収支差額、資産及び負債の増減額等)を記載する必要がある。	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、清協公社も専門家の意見等を参考に検討を行って平成20年度に改善できるよう努めてまいります。	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、清協公社も専門家の意見等を参考に検討を行って早期の改善を図ってまいります。
8	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	① 会計基準に準拠した収支計算書、正味財産増減計算書の作成が必要。また、清協公社の会計規程第60条の改訂が必要。②会計基準に準拠した貸借対照表「正味財産の部」の表示が必要。③会計基準に基づき基本財産勘定を別掲する必要がある。④営業権償却費の別掲が必要である。	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、清協公社も専門家の意見等を参考に検討を行って平成20年度に改善できるよう努めてまいります。	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、清協公社も専門家の意見等を参考に検討を行って早期の改善を図ってまいります。

(2)財団法人八尾市文化振興事業団〔一般会計〕について(所管課:文化振興課)

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	項目	監査の結果(要旨)	H19.7.20までの措置の内容と改善の方針	H19.1.17までの措置の内容と改善の方針
1	退職給与引当金の計上不足について	退職給与引当金については、「期末要支給額計上方式」により計上すると、引当金必要額が計上不足となる。計上方法について、規定の明確化と不足額について追加引当計上を行う必要がある。	平成18年度・平成19年度と計画的に引当金の計上を行っており、平成20年度には要支給額の計上が完了します。	平成18年度より計画的に引当金の計上を行い、平成20年度には要支給額の計上が完了します。

(3)財団法人八尾市文化振興事業団〔特別会計〕について(所管課:生涯学習スポーツ課)

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	項目	監査の結果(要旨)	H19.7.20までの措置の内容と改善の方針	H19.1.17までの措置の内容と改善の方針
1	退職給与引当金の計上不足について	退職給与引当金については、「期末要支給額計上方式」により計上すると、引当金必要額が計上不足となる。計上方法について、規定の明確化と不足額について追加引当計上を行う必要がある。	平成18年度・平成19年度と計画的に引当金の計上を行っており、平成20年度には要支給額の計上が完了します。	平成18年度より計画的に引当金の計上を行い、平成20年度には要支給額の計上が完了します。

(4)財団法人八尾体育振興会について(所管課:生涯学習スポーツ課)

(取り組み済み)

(5)財団法人八尾市緑化協会について(所管課:みどり課)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針
1	緑化協会の今後のあり方について	協会と市及び市民間の正確な情報の共有化、場所別(機能別)作業別管理の実施、緑化啓発事業内容の随時見直しが必要である。	(財)八尾市緑化協会改革基本方針を策定し、緑化協会の今後のあり方をまとめるとともに、平成19年度より公園維持管理業務を市が直接委託を行う手法に変更し、協会の業務内容を緑化推進に特化し、緑化啓発事業内容の見直しを行いました。(措置済み)	市民とのパートナーシップによる手法も含めた緑化推進への特化を進めることにつき、さらに検討中です。

・平成15年度包括外部監査について改善措置等の内容

(1)八尾市の補助金全般に共通した内容について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	財政課	補助金の管理手法(PDCAサイクルの活用)	・評価方法について:補助金の評価について、所管課により毎年実施する第1次評価、第2次評価:内部の評価機関により3年に1回実施する第2次評価、第三者評価委員会により3年に1回実施する第3次評価を実施することが望まれる。	補助金につきましては、事務事業を執行する上での一つの手法としてとらえております。従いまして、補助金の評価方法については、行政評価を活用し、その中で必要性・有効性等を見極めております。また、事務事業評価の中で市民からの意見を取り入れるしくみも確立しており、第三者評価の視点を導入しました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)	補助金の評価方法については、行政評価を活用し必要性・有効性を見極めながら進めてまいります。
2			・評価結果の公表:評価結果については八尾市民へ広く公表し、行政としての説明責任を果たすことが望まれる。		

(2)各補助金について

自治振興委員会補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	事務局が八尾市庁内にある団体への補助	八尾市自治振興委員会の事務局は八尾市自治推進課内にあり、自治推進課職員が業務時間内で八尾市自治振興委員会事務局としての業務を行っている。八尾市自治振興委員会への補助金は実際に交付されている金額に加えて兼務職員の人件費分がある、ということ認識し、当該人件費分を含めた補助の効果はどの程度のものであるかについて評価を行う必要がある。	ご指摘の内容を踏まえ、八尾市自治振興委員会の自立性・自主性をより高める必要があるとの認識に基づき、機会をとらえて、より自主的な運営を同委員会側に働きかけるなど、調整を進めています。	これまでの事業内容を再検討した結果、八尾市自治振興委員会の自立性を今後より高める必要があると考え、平成 17 年度から、補助金の減額を含めた補助制度の見直し及び委員会側の経費負担内容の改正を行いました。今後も指摘内容を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。

財団法人八尾市国際交流センター補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人権国際課	補助効果の測定	当財団法人に対する運営費補助を行うことによる効果が指標数値化することなどにより把握されていない。当財団法人開催の研修会・学習会等の参加者数の把握のみならず、国際理解についての市民や研修会参加者に対するアンケート等による指標数値化などを検討すべきである。今後は、数値指標を設定後、その指標を測定することで効果を把握し、その結果に応じて当補助の事業内容や補助金額を随時検討することが望まれる。	H19.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 研修会・学習会等の参加者に対するアンケートを実施することで、指標の数値化を行いました。 また、補助事業の効果を検証するための仕組みとして、市と国際交流センターで事業内容や補助金額について定期的に検証する場を設け、その中で他市の国際交流センターの事例調査を行いました。 この調査に基づき、市と国際交流センターで継続して検証を行い、平成18年度末に、検証していくための効果測定表を作成し、平成19年度から、予算要求にあわせて、この効果測定表に基づき、補助事業を検証していく仕組みを確立しました。(措置済み)	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針 研修会・学習会等の参加者に対するアンケートによる指標の数値化を行い、補助事業の効果を検証するための仕組みとして、市と国際交流センターで事業内容や補助金額について定期的に検証する場を設け、他市の国際交流センターの事例調査を行いました。 この調査に基づき、市と国際交流センターで継続して検証を行っており、本年度末には、指標を完成する予定です。

社会福祉協議会補助金(福祉団体助成金)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策課	八尾市遺族会：事務局業務について	八尾市遺族会の事務所は八尾市保健福祉部福祉政策室に置かれており、会の事務局業務を福祉政策室担当が実施している。会の活動は自主財源で実施すべきことと併せて、会の事務も自らが実施すべきである。	遺族会の事務処理を、暫時移行していくため、必要とされる情報や組織運営方法について、引き続き積極的に提供しております。	遺族会の事務処理について、暫時移行していくものとし、必要とされる情報やノウハウを積極的に提供しております。
2		全般的意見：補助金支出に関する開示	助成金は協議会を通じて各福祉団体に交付されているが、協議会の事業報告書には当該事業のことが記載されていない。また、八尾市が協議会に対して補助していることについては「協議会への補助」としてまとめて予算書や決算書に記載されているが、その中に福祉団体への補助があることがどこにも現れていない。このように、協議会を通じることによって、このような助成事業を行っていること及び助成金の最終交付先が隠れてしまっている。正しい情報の開示の観点から、八尾市が協議会のどちらかで適切に開示することが必要である。	社会福祉協議会において、平成19年度末に社会福祉協議会のホームページ上で情報開示する予定で準備しております。	社会福祉協議会において、平成19年度中に社会福祉協議会のホームページ上で情報開示することを検討しています。

簡易心身障害者通所授産所運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	障害者自立支援法における施設体系の変更を受け、府の補助金交付要綱が改正される予定ですが、未だ補助金の考え方等が示されておりません。府要綱の改正に併せ、当要綱も改正いたします。	障害者自立支援法における施設体系の変更を受け、府の補助金交付要綱が改正される予定ですが、未だ補助金の考え方等が示されておりません。府要綱の改正に併せ、当要綱も改正いたします。
2		収支決算書の内容不備	要綱第 8 条において実績報告の手続が規定され、事業実績書、歳入歳出決算書、利用者出勤状況報告書の提出を求めている。しかし、提出を受けた歳入歳出決算書について、次のとおり 4 点の不備が見られた。 1) 歳入歳出決算書に該当する書類について「収支決算書」との標題になっている。実態に合わせて要綱第 8 条を「収支決算書」と変更することが望まれる。 2) 収支決算書において補助金収入分に対応する支出とそれ以外の収入分(自己収入等)に対応する支出とを区分していないため、補助金収入分に対応した支出内容や収支差額を把握できない。区分して作成する必要がある。なお、平成 15 年度からは区分して作成している。 3) 平成 14 年度上半期の各授産所から提出された収支決算書を閲覧したところ、各勘定科目欄と金額欄の横の摘要欄に用途の記入がないものが 14 の授産所で認められた。年度末の収支決算書には摘要欄の記載があるものの、上半期の収支決算書上においても記載するよう指導する必要がある。なお、これは、要綱上の収支決算書様式には摘要欄にどのような内容を記入するのか例示・説明がなかったことによるものと推測される。要綱上の収支決算書様式に、摘要欄に記載すべきものについての説明文を加えることが望ましい。なお、平成 15 年度からは記入を求めている、とのことである。 4) 「監査の結果 ①補助金額の算定誤り」で指摘した事項が生じた原因としては、授産所から提出される収支報告書の「使用料及び賃借料」には家賃金額が含まれて記載されていたためと考えられる。今後は、授産所から提出される収支決算書の「使用料及び賃借料」の科目については、運営補助金補助対象経費分とそれ以外の分を分けて記入し、運営補助金の算定経緯が明確となるようにすることが必要である。	1)については、要綱の改正時に変更する予定です。 2)3)4)については既に措置を講じました。	1)については、要綱の改正時に変更する予定です。 2)3)4)については既に措置を講じました。

3	退職積立金の算定方法明確化	<p>要綱における補助対象経費の規定(要綱第 6 別記)には「指導員の人件費」との記載があるのみで、退職積立金支出の記載は具体的にはないが、退職積立金支出を補助対象とすることは認めている、とのことである。退職積立金繰入額も人件費の一部として補助対象経費とすることは肯定できるので、そのことを要綱上で明確にすべきである。</p> <p>なお、退職積立金の金額計算根拠については、八尾市担当者は把握していない。また、各授産所における退職金制度の有無も確かめていない。実態は、退職金制度によった積立額ではなく、収支計算上での余剰金額を適当に毎年積み立てている、とのことである。公平性を保つため、八尾市が退職金モデルを制定し、各授産所がそれをベースに適切な退職金制度を設け、その制度により退職積立金を計上するように八尾市は指導する必要がある。</p>	<p>要綱への記載については、要綱の改正時に行う予定です。</p> <p>退職積立金に関するモデル規定については、要綱改定時に作成する予定です。</p>	<p>要綱への記載については、要綱の改正時に行う予定です。</p> <p>退職積立金に関するモデル規定については、要綱改定時に作成する予定です。</p>
4	補助金額の見直し	<p>運営補助金の金額は、授産所等の運営に要する費用のうち、市長が必要と認めた経費の合計と授産所等通所者の人数から算定した金額のうちいずれか少ない方の金額としている(要綱第 6 別記より)。授産所等通所者人数から算定する金額については、1 人当たりの月額補助額を 59 千円とし、重度障害者は 77 千円、最重度障害者は 88 千円として、計算している。</p> <p>対して、大阪府の要綱では、補助金額は授産所等の運営に要する費用のうち、補助対象経費(給料等)の合計と一定の基準額(注)のうちいずれか少ない方の金額の 2 分の 1 を補助金額としている(大阪府要綱第 3 条より)。</p> <p>したがって、利用人員が多い授産所であるほど、大阪府補助金額の八尾市補助金額に対する割合が低くなり、八尾市単独負担が増える。これは、八尾市が 1 人あたりの補助金額を規定しているのに対して、大阪府は 15 人以上の授産所は一定(6,500 千円)の基準額を設けているためである。さらに平成 17 年度からは新要綱が適用され 7 人以上は一定の基準額となるため、7 人以上の授産所は補助金額が実質的に減額となり、八尾市補助金額の負担割合が高くなる。また、重度障害者が通所者に含まれた場合はさらに八尾市単独負担割合が増加する。</p> <p>八尾市はさらに障害者通所施設環境を整備するためにも、10 人以上の授産所については社会福祉法人へ移行させることを促進している。小規模授産施設移行支援助成金(表番号 36)の更なる活用が期待される。これらに対処するため、補助金に一定の上限額を設けることを検討する必要がある。</p>	<p>府の補助金交付要綱の改正に合わせて、市要綱も改正する予定です。</p>	<p>府の補助金交付要綱の改正に合わせて、市要綱も改正する予定です。</p>

5	要綱上における書類様式例の不備	要綱では、補助金申請時等に必要とされる書類が規定されているものの、各書類の様式例は規定されていない。当補助金は大阪府の補助金交付要綱を根拠としているものであり、大阪府の補助金交付要綱における様式例を利用していたとのことである。実務上の弊害はないが、八尾市の要綱においても書類様式例が規定されることが望ましい	要綱の改正時に行う予定です。	要綱の改正時に行う予定です。
6	補助対象経費の明確化	「監査の結果 ①補助金額の算定誤り」で指摘したとおり、要綱第6条 別記において、補助対象経費が規定されており、補助対象経費から家賃等が除かれる旨が明記されているものの、家賃等補助金額を控除すべきなのか、家賃等の実際の支出額を控除すべきなのかが不明確である。明確に記載する必要がある。	要綱の改正時に明確化を図る予定です。	要綱の改正時に明確化を図る予定です。
7	要綱の表現が不正確	要綱の第7条では「第5条の補助金交付額の確定後、交付する」とされているが、第5条は補助金交付額の決定についての規定であり、確定ではない。補助金の確定は第9条で規定されている。第7条の表現を「第9条の補助金交付額の確定後、交付する」と修正する必要がある。一方、要綱第8条における「補助金の交付を受けたものは、前期…」とあるが、「補助金の概算払を受けたものは、前期…」と修正する必要がある。	要綱の改正時に修正を図る予定です。	要綱の改正時に修正を図る予定です。

簡易心身障害者通所授産所整備費補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正する予定です。	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正する予定です。
2		施設、設備整備補助金を規定する要綱の妥当性	簡易心身障害者通所授産所運営費補助金の要綱第6条(4)には、「施設、設備整備費補助金」が規定されている。しかし、「施設、設備整備費補助金」は簡易心身障害者通所授産所整備費補助金のうちの一部の補助金である。 施設、設備整備費補助金は、冷暖房設備等の施設に係るものを補助対象とし、設備購入費用の補助であり、八尾市簡易心身障害者通所授産事業運営補助金交付要綱ではなく、整備費補助金交付要綱で規定すべきである。	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正する予定です。	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正する予定です。

3		収支予算書への名称変更	整備費補助金交付要綱第5条において、補助対象事業者へ提出を求める書類が規定され(3)歳入歳出予算書、とあるが、要綱上における書類様式では標題が「改築費補助金収支予算書」となっている。「収支予算書」と要綱上の規定を改正することが望まれる。	要綱改正時に修正を図る予定です。	要綱改正時に修正を図る予定です。
4		土地の登記簿謄本及び使用承諾書について	整備費補助金交付要綱第5条において、補助対象事業者へ提出を求める書類が規定され(7)「土地の登記簿謄本及び使用承諾書」とあるが、賃借している物件を整備する場合は登記簿までも提出を求める必要はなく、使用承諾書のみで足りる。実態においても使用承諾書のみの手入を実施している。要綱を「土地の登記簿謄本及び使用承諾書」ではなく、「自己所有の土地の場合は土地の登記簿謄本、借用土地の場合は使用承諾書」とする必要がある。	要綱改正時に修正を図る予定です。	要綱改正時に修正を図る予定です。
5		書類様式の要綱上未規定	建築費・改築費等補助金について補助金交付申請書等の書類様式を整備費補助金交付要綱で制定しているが、施設、設備整備補助金に関する補助金交付申請書等の書類様式は制定しておらず、建設費・改築費等補助金の様式を準用している。早急に規定することが必要である。	要綱改正時に規定する予定です。	要綱改正時に規定する予定です。
6		概算払の理由未記載	整備費補助金交付要綱にて概算払による補助金の支払いを認めている(整備費補助金交付要綱第9条2より)。しかし、補助金交付申請書において、概算払を求める理由の提出を求めている。概算払による補助金支払いは例外的な内容であり、概算払を行う際にはそれを例外的に認めた理由を記載できるように交付申請書に記載欄を設けることが望ましい。	要綱改正時に是正する予定です。	要綱改正時に是正する予定です。

精神障害者ホームヘルプサービス事業補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき補助金交付要綱を改正する必要がある。	自立支援法の施行により3障害一体となったサービス提供を行うことになったため、当要綱に基づく事業は実質なくなりました。今後、府の補助要綱の廃止と併せて当要綱も廃止する予定です。	自立支援法の施行により3障害一体となったサービス提供を行うことになったため、当要綱に基づく事業は実質なくなりました。今後、府の補助要綱の廃止と併せて当要綱も廃止する予定です。

精神障害者共同作業所運営事業費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金額の見直し	大阪府の補助金要綱が改正され、平成 17 年度からは新要綱が適用され 10 人以上は一定の基準額となるため、10 人以上の授産所は補助金額が実質的に減額となり、八尾市補助金額の負担割合が高くなる。これにより、利用人員が多い作業所であるほど、大阪府補助金額の八尾市補助金額に対する割合が低くなり、八尾市単独負担が増える。八尾市はさらに障害者通所施設環境を整備するためにも、10 人以上の授産所については社会福祉法人へ移行させることを促進しており、小規模授産施設移行支援助成金の更なる活用が期待される。これらに対処するため、当補助金額に一定の上限額を設けることを検討する必要がある。	現在、当補助金の対象となっている授産施設については、平成 17 年度より小規模授産施設に移行しており当補助金対象授産施設は該当なしとなります。補助金の上限額設定の検討も必要ですが、新規授産場については、まずそのあり方から検討すべきと考えるため、今後は本補助金のあり方も含め、統合的な判断のもと検討してまいります。	現在、当補助金の対象となっている授産施設については、平成 17 年度より小規模授産施設に移行しており当補助金対象授産施設は該当なしとなります。補助金の上限額設定の検討も必要ですが、新規授産場については、まずそのあり方から検討すべきと考えるため、今後は本補助金のあり方も含め、統合的な判断のもと検討してまいります。

小規模授産施設移行支援助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	現在、八尾市補助金交付規則に沿った改正に向け作業中です。	現在、八尾市補助金交付規則に沿った改正に向け作業中です。

高齢者労働能力活用事業費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	今後事業運営の方針が確定しだい、合わせて要綱の改正を行う予定です。	今後事業運営の方針が確定しだい、合わせて要綱の改正を行う予定です。
2		補助金額の見直し	社団法人の公益事業は、会員からの会費収入及び法人の目的に反しない範囲で実施される収益事業の収益によって賄うのが基本である。自らの努力した後になお資金が不足する場合に補助金その他外部からの資金に頼るべきものである。シルバー人材センターの安定した運営のためには、支払準備のための現金預金や正味財産の保有は必要であることは認める。したがって、必要資金等を合理的に見積り、その金額まで保有できれば、それ以降は基本に戻り、運営費の不足部分についてのみ運営費補助とすべきと考える。 今後は資金の増加の必要はなく、八尾市は人件費全額の補助ではなく、収支不足額を補助することで足りる。補助額の見直しが必要である。	シルバー人材センターでは、今年一年間をかけて平成14年から18年までの第2次中長期計画の総括をした上で、平成20年3月までに第3次中長期計画(要綱)を定める予定であり、今後、シルバー人材センター内の各運営委員会及び第3次中長期計画策定の中で、指摘事項を含めた事業運営について方針を決めていく予定であり、現在引き続き協議を行っております。	今後、シルバー人材センター内の各運営委員会及び来年度策定する第3次中長期計画の中で、指摘事項を含めた事業運営について方針を決めていく予定であり、現在引き続き協議を行っております。

八尾市民間保育所整備費補助

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	子育て支援課	要綱の不備	要綱第 5 条(補助金の交付の申請)によると、「補助を受けようとするときは、申請書を別に指定する期日までに市長に提出しなければならない」とあるが、ここでいう別に指定する期日を定めた根拠規定は存在しなかった。現状は、補助金交付申請書は、府の申請書とほぼ同時期に提出している。 当該補助金は大阪府補助事業の場合であることが前提条件であるので、現状の申請書提出日であっても問題はないと考える。 しかし、申請書の提出期限について現状の要綱の表現では不明確であるので、これを明確にする必要がある。	平成 19 年 3 月 26 日付けで「八尾市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱」を制定し、(交付申請)第 5 条第 1 項において、「この要綱により補助を受けようとするときは、様式第 1 号による申請書を内示のあった日から 2 月以内に市長に提出しなければならない。」とし、申請書の提出期限を明確にしました。(措置済み)	国の補助制度が大きく見直されたため、本要綱は平成19年3月末で廃止を予定していることから、新たな要綱制定の際、申請書の提出期限を明確に規定いたします。

八尾防犯協議会防犯灯補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	防犯灯設置計画の未策定	八尾市全体として防犯灯の設置計画は策定されていない。現在、防犯灯の設置の判断は各自治会で行われ、補助申請を行うと全件補助対象となる。したがって、防犯灯設置の優先順位は設けられていない。今後は、防犯灯設置計画を策定し、それに従う設置とその補助を計画的に行うことが求められる。	平成 18 年度に各自治体が管理する防犯灯の現況について調査を行いました。 今後の整備方針等については、自治会等の意見を聴取し、計画的に整備を行ってまいります。	今後、防犯まちづくりに関わる計画づくりを進めていく予定ですが、防犯灯の設置計画についても併せて引き続き検討しております。
2		防犯灯補助金の補助割合の妥当性	現在、補助金額は要綱第 3 条により、規定されている。平成 14 年度より、照度の高い(36 W以上)防犯灯設置に対しては高い補助割合となっている。実態としては、ポールを新設し防犯灯を設置する場合の設置経費は 60～70 千円であるのに対し、既設電信柱に防犯灯を設置する場合の設置経費は 30 千円程度であり金額の幅が広がっている。しかし、ポールから設置する場合とそうでない場合との設置経費に開きがあるのに、補助金額のランク分けがされていない。どの場合でも補助割合が同一となるように、補助金額計算根拠を設置経費に対する割合から算出するようにすることが望ましい。	防犯灯補助制度については、平成 16 年 9 月に補助額、補助率等の見直しを行い、市域での整備促進を進めてきたところです。さらなる補助割合の見直しについては、市民ニーズや財源など、様々な角度から検討を進める必要があり、引き続き取り組んでまいります。	平成 16 年 9 月 7 日付けで要綱を全部改正し、補助金額・補助率等について、概ね 3 年で見直す旨の規定をいたしました。 要綱改正後、改正要綱の制度周知を含めて新要綱にて取り組んでおりますが、様々なご意見をいただいております。 これら意見を踏まえながら、補助割合等について引き続き検討しております。

八尾防犯協議会運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	事務局が八尾市庁内にある団体への補助	協議会の事務局は八尾市自治推進課内にあり、自治推進課職員が業務時間内で協議会事務局としての業務を行っている。したがって、実態は自治推進課職員が事務局職員を兼任している状態である。当該八尾市職員の人件費のうち、事務局としての業務時間に対応する分は協議会への補助金と実質的には同じである。八尾防犯協議会への補助金は実際に交付されている金額に加えて兼務職員の人件費分がある、ということを確認し、当該人件費分を含めた補助の効果などの程度のものであるかについて評価を行う必要がある。しかし、協議会の事務について、自主運営することを検討することが望まれる。	これまで協議会の自立性を高めていくため事業内容を再検討し、協議会が本来実施すべき事業への補助を進めています。今後も指摘内容を踏まえ引き続き取り組んでまいります。	引き続き、協議会が本来実施すべき事業について精査中であり、事業費補助としての補助金額の積算内容について、検討中であります。

「八尾市」用排水路浚渫補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	土木管理事務所	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	指摘事項については、平成19年6月11日に改定を行いました。(平成20年4月1日に施行)(措置済み)	引き続き「八尾市」用排水路浚渫補助金交付要綱(案)の改正作業中につき、本年度中の改正実施に向けて取り組みを進めております。

・平成16年度包括外部監査についての改善措置等の内容

○歳入関連項目

1. 下水道使用料の金額

(1)平成12年度下水道使用料改定の経費負担区分に関する問題点

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道総務課	維持管理費中の一般行政経費の負担区分	<p>(A)環境対策費 環境対策費のうち、浄化施設の活性炭入れ替え費用については、悪臭防止という点では汚水に関する経費であり、私費負担が必要と考える。</p> <p>(B)協会負担金等 協会負担金等のうち公共下水道管理者としての情報入手及び職員研修については、雨水・汚水両方にかかる経費であり、公費私費両方の負担が必要な経費であると考え。下水道協会及び下水道事業団の収支状況の実態を調査して、協会負担金等のうち、情報入手及び職員研修に見合った割合を算出し、その割合で按分された金額については公費私費両方で負担することが必要である。</p> <p>(C)水洗化推進員報酬 水洗化推進員の業務内容(「現地実態調査」「未水洗化台帳の作成」「くみ取り便所・尿浄化槽の水洗化の通知」「水洗化個別指導」)は各種調査や水洗化促進のための啓発などの活動であるため、下水道事業の管理に付随して公共下水道管理者が実施する事務と捉え、汚水に関する経費であるとするのが適当と考える。したがって、水洗化推進員報酬は、私費負担が適当と考える。</p>	<p>平成12年の使用料改定時に、環境対策経費、協会負担金等、水洗化推進員報酬について、全額公費負担することに合理性があると判断いたしました。原因者負担の観点から、一部には私費負担が適当であるとの考え方もあることから、今回の使用料改定立案時には、ご指摘の点を踏まえ、公費私費の負担区分の検討を行うこととしました。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>	<p>平成12年の使用料改定時に、環境対策経費、協会負担金等、水洗化推進員報酬について、全額公費負担することに合理性があると判断いたしました。原因者負担の観点から、一部には私費負担が適当であるとの考え方もあることから、今回の使用料改定立案時には、指摘の点を踏まえ、公費私費の負担区分の検討を行いたいと考えております。</p>
2	下水道総務課	資本費の汚水経費のうち3割を公費負担とすること	<p>汚水に係る資本費については使用料の対象(私費負担)とすることが原則であるにもかかわらず、平成12年度の使用料改定計算においては汚水資本費の3割を公費負担とした。これは、使用料改定時の計画値について、仮に汚水資本費を全額使用料対象経費として料金改定率を計算すると28.6%となり、これでは使用料の改定幅が大きすぎると判断し、改定幅を小さくするために、汚水資本費の3割を公費負担とすることにしたということである。</p> <p>公費負担を汚水資本費の3割分増加させたということは、即ち市民の税金で負担する部分を増加させたということであり、結果的には下水道を使用していない市民の負担が多くなってしまふことになる。</p> <p>今後の料金改定においては、原則どおり、汚水に係る経費は利用者負担として、使用料対象経費に含めるべきと考える。</p>	<p>汚水資本費の3割を公費負担としたことについては、汚水資本費の全てを使用料対象経費とすると、極めて高額な使用料を設定する必要が生じるため、世代間の公平を図ったものであります。次回使用料改定立案時には、指摘の点を十分踏まえ、資本費の推移を見極めつつ公平負担の観点から使用料対象経費を算出いたします。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>	<p>汚水資本費の3割を公費負担としたことについては、汚水資本費の全てを使用料対象経費とすると、極めて高額な使用料を設定する必要が生じるため、世代間の公平を図ったものであります。次回使用料改定立案時には、指摘の点を十分踏まえ、資本費の推移を見極めつつ公平負担の観点から使用料対象経費の算出に努めたいと考えております。</p>

(2) 平成 12 年度下水道使用料改定時の計算上の問題点

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道総務課	有収水量と使用料収入の予測方法	<p>有収水量計画実績差異分析の表によると、低い水量ランクでの計画実績差異が大きい。これは、低い水量ランクを中心に下水道普及が進んでいるためと推測される。</p> <p>八尾市は累進使用料体系であるため、このように低い水量ランクの有収水量が増加有収水量の大部分を占めている場合、全体の有収水量が計画どおりに増加しても使用料収入が計画どおりに増加しない可能性がある。</p> <p>今後は、各年度に下水道を使用開始するのはどのような者か(例えば家庭、工場など)という点を調査の上、水量ランクごとに有収水量の予測を行い、使用料収入見込額を計算すべきと考える。</p>	<p>水量ランク別の使用水量の表は、累積された水量であるため、必ずしも低い水量ランクを中心に下水道普及が進んでいることを示すものではありませんが、次回改定立案時には、使用料収入見込額算出の基礎となる有収水量の予測をよりの確に行い、使用料収入見込額を算出いたします。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>	<p>水量ランク別の使用水量の表は、累積された水量であるため、必ずしも低い水量ランクを中心に下水道普及が進んでいることを示すものではありませんが、次回改定立案時には、使用料収入見込額算出の基礎となる有収水量の予測をよりの確に行い、使用料収入見込額を算出したいと考えております。</p>
2	下水道総務課	公衆浴場の有収水量及び使用料収入の取扱い	<p>平成12年度の料金改定において公衆浴場の使用料の改定は行われなかったが、平成12年度改定時の有収水量の予測値は公衆浴場の有収水量込みの数値になっている。理論的には、使用料収入の計算に当たっては、据え置き金額で計算すべきと考える。</p>	<p>公衆浴場の有収水量は、有収水量全体に占める割合が極めて小さく、使用料の積算では考慮しておりませんが、次回改定立案時にはご指摘に基づき、有収水量の予測を行います。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>	<p>公衆浴場の有収水量は、有収水量全体に占める割合が極めて小さく、使用料の積算では考慮しておりませんが、次回改定立案時にはこれらも考慮したうえで、有収水量の予測を行います。</p>

2. 下水道使用料の徴収事務の委任(取り組み済み)

3. 下水道使用料の料金滞納の管理

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容 と改善の方針	H19.1.17までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	下水道総務課	給水停止執行までの期間短縮及び現地訪問の早期化	八尾市の給水停止執行の条件は 6 カ月以上の滞納と定められているが、これを例えば 4 カ月に短縮し、さらに 6 カ月分の催告を行った日から給水停止執行までの期間を半月(現状は 1 カ月半)に短縮すると、使用料滞納発生日から 7 カ月で給水停止執行ということになる。この給水停止執行までの 2 カ月半の短縮は、例えば無断転出者の早期判明に有効であり、回収不能額を減らす効果が期待できる。 同時に、現在収納事務受託者に、4 カ月以上の滞納者への現地訪問による催告を委託しているが、これを 3 カ月以上に早めることにより滞納額が減少すると予測される。 以上、下水道使用料滞納額の早期回収の為には、給水停止執行までの期間の短縮及び現地訪問の早期化が有効と考える。	滞納額の早期回収を図るため、現状6カ月以上の滞納と定めている給水停止執行期間を平成19年度より4カ月に短縮しました。 現在、2カ月滞納分は郵送処理しておりますが、ご指摘のとおり、3カ月滞納分から現地訪問による催告を行い、滞納督促の早期化を図りました。 (措置済み)	滞納額の早期回収を図るため、現状6カ月以上の滞納と定めている給水停止執行期間を平成19年度より4カ月に短縮する予定です。 現在、2カ月滞納分は郵送処理しておりますが、ご指摘のとおり、3カ月滞納分から現地訪問による催告を行い、滞納督促の早期化を図りました。 (現地訪問の早期化については措置済み)

4. 一般会計からの繰入金(取り組み済み)

5. 下水道利用(水洗化向上)の促進

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容 と改善の方針	H19.1.17までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	環境施設課	水洗化促進策の提案	<p>⑤ し尿処理手数料の見直し</p> <p>八尾市のし尿処理(収集、運搬及び処分)手数料は一般家庭(4人)で年額 14.4 千円である。これに対し下水道使用料は月 20 m³で年額 21 千円であり、くみ取便所の方が下水道使用料よりも安いのが現状である。区域別の資料はないが、市域全体の平成 14 年度のし尿収集・運搬費用の 1 件当たり平均金額は約 52 千円となっている。下水道整備区域では供用開始後年月が経過するにつれ、し尿収集戸数が減少し区域に点在することとなるため、収集の効率性が低下し、し尿収集・運搬費用は市域平均よりも高いと推測できる。下水道事業は、汚水は私費負担を原則として実施している。し尿も汚水であるため私費負担が原則と考えられるが、現状ではし尿処理費用をすべて処理手数料に転化すると料金が高額になるため政策的配慮から料金が決定されているものと思われる。しかし、下水道整備区域においては、下水道利用者との公平性の観点も考慮にいれて、し尿処理手数料を設定すべきものとする。その方法として、し尿処理費用を下水道整備区域と未整備区域の費用に区分して把握したうえ、下水道整備区域のし尿処理費用を賄えるようにし尿処理手数料を設定することが望ましい。なお、算定したし尿処理費用額すべてを料金に転化すると料金が高くなるのであれば、少なくとも下水道使用料金と同額程度に設定することが適当であると思われる。なお、経済的事情により水洗化便所に改造できない者については別途手当てを講じることが必要である。</p> <p>市民間の公平性に加え、環境面及び市への財政的影響面も考慮して、上記したし尿処理手数料の料金設定の検討が望まれる。</p>	<p>し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的配慮を勘案し、指摘事項につきまして、引き続き慎重に検討してまいります。</p>	<p>し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的配慮を勘案し、指摘事項につきまして、引き続き慎重に検討してまいります。</p>

6. 受益者負担金(取り組み済み)

○歳出関連項目

7. 流域下水道等負担金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容 と改善の方針	H19.1.17までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	下水道総務課	維持管理費の負担基準の見直し (寝屋川南部流域下水道)	<p>維持管理費は汚水処理費と雨水処理費に区分されるが、このうち汚水処理費の負担基準を面積としているのは合理的ではなく、汚水流入量(各市の流入量は不明であるため実質的には各市の上水道の有収水量)により按分する方がより合理的な方法と考える。なお、負担基準の見直しに当たっては、次の事項にも留意が必要である。</p> <p>1) 汚水処理費は汚水流入量に正比例する費用ばかりではなく、固定的に発生する費用もある。</p> <p>2) 新処理場(竜華水環境保全センター)の建設が進められているが、当該処理場内の水処理設備は下水流入量の増加見込みに応じて順次増設していくため、当面の間は処理場の一部は未利用状態となる。この未利用部分に係る維持管理費は下水道整備が遅れている市も負担すべきものと思われる。</p> <p>数年後に稼働を予定している竜華水環境保全センターは下水の高度処理を予定している。また、川俣処理場においても、水処理施設改築時には高度処理に移行される予定である。高度処理は現在の水処理方法よりも維持管理費用が増加すると予想される。</p> <p>市は現状及び今後の状況を的確に認識し、合理的な負担基準を十分に検討したうえで、流域下水道関係市と協議を行う必要があると考える。</p>	<p>現在、流域一元化に向けての大阪府を含む構成各市との協議の中で、検討しています。</p>	<p>維持管理に係る負担割合の算出方法については、寝屋川南部広域下水道組合理約や大阪市との協定においては、基本的に供用開始面積比を用いております。</p> <p>寝屋川流域では、内水排除を目的として合流方式で下水道整備されてきたことから、各市とも雨水、汚水の流入水量を正確に算出することは困難な面もありますが、組合、関係各市とも相談しながら研究してまいりたいと考えております</p>
2	下水道総務課	維持管理費の負担基準の見直し (大阪市公共下水道)	<p>大阪市公共下水道の維持管理費負担金の算定は、管渠費用は幹線毎の計画面積比を基準とし、処理場等費用は供用開始面積を基準としている。</p> <p>処理場等費用は汚水処理費と雨水処理費に区分できるが、このうち汚水処理費については、面積を基準とすることは合理的な方法とはいえ、流入量を基準に加えることが適当と考える。大阪市と十分協議することが望まれる。</p>		

8. 経費節減対策(取り組み済み)

9. 契約事務(取り組み済み)

○全体的項目

10. 下水処理に関する計画(取り組み済み)

11. 公共下水道事業特別会計の財政及び地方債(取り組み済み)

・平成17年度包括外部監査についての改善措置等の内容

◎共通事項として総括すべき事項

1. 「公の施設」を含む公共施設の評価と更新について(取り組み済み)

2. 受益者負担のあり方について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容 と改善の方針	H19.1.17までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	財政課	(2)コストの把握の必要性	<p>条例上、利用料金を徴収しない施設についても、現状を把握し、コスト削減のための計画立案や、将来の投資意思決定に役立てるため、受益者負担額の算定に用いたものと同様の考え方によるコストの把握が必要である。それぞれの施設毎の管理コストを適切に把握し、サービスの質を確保しつつ、管理コストの低減を図るべきである。</p> <p>減価償却費や支払利息といったコストは、現在、所管課が把握していないが、施設の設置やその後の運営方針を検討する際には、施設の設置から更新・廃止までのトータルコストを勘案する必要がある。また、施設の効率性や効果を評価する際の判断基準のひとつとして、所管部署が認識しておく必要がある。</p>	<p>人件費及び公債費を含めたトータルコストについては行政経営支援システムを活用することにより所管部及び財政課で把握しています。また、施設管理経費については、指定管理者制度導入にあたって、毎年度の予算編成過程の中で、各施設の効率性や効果を評価し、H19年度予算につきましても上記視点で取り組んだところです。(措置済み)</p>	<p>人件費及び公債費を含めたトータルコストについては現在導入中の行政経営支援システムを活用することにより把握を行ってまいります。また、施設管理経費については、毎年度の予算編成過程の中で、各施設の効率性や効果を評価し、逡減に努めているところであります。</p>

3. 指定管理者制度導入に関する課題

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針
1	地域経営課	(2)長期的戦略の構築	<p>指定管理者制度においては、数年毎に指定管理者の見直しを検討することが求められている。上記(1)で述べたように平成 17 年 12 月議会において条例改正され、おそらく、その附則を適用し、今後 3 年間は市の外郭団体が指定管理者に選定されることとなると考えられるが、その後は公募を原則とする手続条例の本則を適用した団体の選定がなされることとなるため、収入の多くを市からの施設管理受託業務に依存している外郭団体にとって、指定管理者に選定されない場合には当該団体の存続可能性が問題となる。</p> <p>この点を踏まえ、今後外郭団体においては、3 年後に公募によって指定管理者が選定される場合に備え、事業運営上の非効率を徹底的に排除し、長期的な視点による事業戦略を構築する必要がある。</p> <p>その際、人員の適正配置を含めた柔軟な人事制度の構築や、市の施設管理受託業務以外からの収入を得る事業の実施等、様々な取組みが考えられるが、指定管理者として選定されなかった場合も視野にいれ、指定管理者となった団体との事業上の協力関係が築けるような独自のノウハウをもつことが重要である。</p> <p>一方、市においては、指定管理者に担わせるべき公の施設の管理運営の範囲を協定事項として定める必要があることから、公の施設の特徴及び外郭団体が実施してきたこれまでの施設の管理運営を十分に把握するとともに、市としての役割と責任の範囲を明確にするため、公の施設の管理を行う所管課を中心に具体的検討を実施していく必要がある。市としても今後3年間を円滑に制度を導入するための準備期間として、過去における市と外郭団体との施設の管理運営上の関係を再度見直しながら、長期的な観点からの施設管理が望まれる。</p>	<p>外郭団体の見直し方針に基づき、市の人的関与の縮小・廃止、管理業務と行政補完業務の明確化、指定管理委託料の予算抑制など、人材育成も含めて団体経営の自立化・安定化と業務運営の効率化等に向けた改善が進んでおり、また、人事給与制度等についても、外郭団体の職員給与は独自で改革を進めること、また、昇任・昇格等の処遇についても独自で検討されることを原則とする旨の方針を市として決定し、外郭団体所管課を通じて指導しました。</p> <p>また、今後の指定管理者の公募に備え、市と指定管理者のリスク分担の範囲を明確にすべく公の施設の管理を行う外郭団体所管課とともに現在調整を進めております。</p>	<p>市の外郭団体所管部署及び外郭団体において、市の人的関与の縮小・廃止、管理業務と行政補完業務の明確化、指定管理委託料の予算抑制など、人材育成も含めて団体経営の自立化・安定化と業務運営の効率化等に向けた改善計画を策定し、引き続き改善に取り組んでおります。</p>
2	地域経営課	(3)人員確保の必要性	<p>現在、管理委託先である外郭団体には、市の職員が一部事務従事として複数出向し、共同して業務を行っており、生涯学習センター等、市の職員の占める割合が非常に高い場合がある。</p> <p>指定管理者制度に移行するにあたり、市の職員は当該団体の業務から一切離れることになり、外郭団体が指定管理者に選定された場合、自らの職員により運営管理を実施する必要がある。現在、市の職員が担っている一部の業務についても、当該団体にとって業務の範囲に含まれ、さらに、団体にとってはこれまで以上に自らの判断で事業を行う必要があり、これに伴う責任の範囲が拡大することが予想される。</p> <p>外郭団体においては、当初の指定期間は無条件に当該団体が選定されるにしても、その後は他団体との競争に勝つために団体運営を適正に行いような人員を確保する必要がある。そのためには、市の職員が現在担っている業務をたな卸しし、しかるべき人材を外部から調達するなど、団体運営にとって近い将来に必ず直面する短期的な課題として人材確保を早急に行うべきである。</p>	<p>外郭団体の人員体制については、外郭団体の見直し方針に基づき、業務運営の効率化が進められております。また、同方針において、プロパー職員の新規採用については、平成20年度からの公益法人改革を踏まえ、慎重に対応することとして方針確定しました。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>	

3	地域経営課	(5)外郭団体独自の給与体系の確立	<p>外郭団体の人件費については、市の給与体系に準じて支払われているため、これまで人件費の削減はもっぱら人員の削減(定年退職、人員不補充等)によって行われてきた。外郭団体においては、指定管理者制度導入の効果が実質的に市の財政負担の軽減であることを十分に理解し、団体の管理運営上、適正な人件費水準への見直しを実施することが必要である。</p> <p>本来、各団体における給与体系は、それぞれの団体の業種業態が異なるため、団体ごとに確立されるべきものであり、市に準じるべき性質のものではない。指定管理者制度が導入されるのを契機に公の施設を管理運営している外郭団体においてはコスト削減に関する検討をしており、今回調査を行った(財)八尾市文化振興事業団は、そのひとつとして「給与体系の見直し」を考えているところであるが、当該団体のみならず、すべての外郭団体においても業種業態に応じた適正な給与体系を確立すべきである。</p>	<p>外郭団体の職員給与は独自で改革を進めること、また、昇任・昇格等の処遇についても独自で検討されることを原則とする旨の方針を市として決定し、外郭団体所管課を通じて指導いたしました。(措置済み)</p>	<p>市の外郭団体所管部署及び外郭団体において、市の人的関与の縮小・廃止、管理業務と行政補完業務の明確化、指定管理委託料の予算抑制など、適正な給与体系の確立も含めて団体経営の自立化・安定化と業務運営の効率化等に向けた改善計画を策定し、また外郭団体においても同様に経営計画を策定し、引き続き改善に取り組んでおります。</p>
---	-------	-------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 生涯学習施設のあり方(取り組み済み)

5. 契約事務について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針
1	文化振興課 生涯学習スポーツ課	(1)入札について	<p>①市場価格の把握</p> <p>市は建設工事や物品購入以外の業務委託の入札を実施する際には、標準的な単価に関する指標がないということから、業務委託金額(予定価格)の積算を行っていない場合が多い。このことは、事業団においても同様であり、平成 16 年度の業務委託の入札に際しては、過去の契約金額を参考にすることで、仕様書に応じた、市場価格の把握は行われていなかった。</p> <p>入札の目的は、適正なコストを算出し、その算出した金額(予定価格)に対し、一定の品質を確保しつつ、公正かつ有利な契約を締結することにある。コストの削減度合いを把握するためには、適正な市場価格の把握が必要であり、今後、入札手続を採用する場合は、予定価格を適正に算出した上で、入札手続を実施することが望まれる。</p>	<p>(財)八尾市文化振興事業団では、従来は市に準じた契約規程により、契約を行ってきましたが、財団の効率的な経営を行うため、平成19年3月に契約規程を改正し、業務内容を維持しつつ、契約を行っております。(監査の意見に対し、検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>	<p>(財)八尾市文化振興事業団は、文化会館及び生涯学習センターの指定管理者として事務の効率化や経費の削減を行うため、入札のあり方等について、契約規程改正に向けて検討を進めてまいります。</p>

2	文化振興課 生涯学習スポーツ課	(1)入札について	<p>②入札の形骸化の可能性</p> <p>文化会館及び生涯学習センターにおける入札結果は以下のとおりである。なお、予定価格については、規程上、事前・事後とも非公表となっている。</p> <p>予定価格内での入札業者は1社のみであり、予定価格内での実質的な価格競争がないに等しい。また、すべての入札において同一の業者が常に最低価格を投じるのは、あらかじめ、入札参加業者間では、契約業者が決まっており、それ以外の業者は受託意思もなく入札するかのような印象を受ける。</p> <p>そこで、現在の契約規程を前提とするならば、今後とも、談合及び癒着を防止するとともに、受注意欲のある参加業者による公正な価格競争を促進するため、入札参加条件の緩和を含む入札参加業者数の拡大、予定価格の事前公表、現場説明会の廃止、公正取引委員会への不自然な入札事例の報告などすぐにでも実施可能な措置を速やかに講じ、ひいては、国が推進する電子入札システムの導入を図るべきである。</p>	(財)八尾市文化振興事業団では、従来は市に準じた契約規程により、契約を行ってきましたが、財団の効率的な経営を行うため、平成19年3月に契約規程を改正し、業務内容を維持しつつ、契約を行っております。(監査の意見に対し、検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)	(財)八尾市文化振興事業団は、文化会館及び生涯学習センターの指定管理者として事務の効率化や経費の削減を行うため、入札のあり方等について、契約規程改正に向けて検討を進めてまいります。
3	文化振興課 生涯学習スポーツ課	(1)入札について	<p>③入札の効果</p> <p>平成16年度の途中において市が直接運営する施設についてグループ入札を実施した。</p> <p>グループ入札は、市の保有又は利用する施設に関し、施設の所在地に応じ、1グループあたり3施設から13施設の3つのグループに区分し、1つのグループに含まれる施設全ての清掃業務を1業者に委託するというものである。</p> <p>グループ入札の結果、現地調査を実施した施設の契約金額は、衛生処理場は167千円/月から124千円/月(25.7%減)、八尾図書館は211千円/月から150千円/月(28.6%減)、志紀図書館は167千円/月から135千円/月(19.5%減)となり、入札の効果が発揮された。</p> <p>設備保守や清掃など同種の業務でも管理主体によっては、競争入札でなく随意契約で行っている場合が多いが、今後は、業務内容や金額の重要性を勘案し、入札によるコスト削減や業者の入札参加の公平性を検討する必要があると思われる。</p> <p>また、事業団においては一般競争入札により、入札を実施しているが、10者程度の限られた業者のみが入札に参加している。入札情報の周知方法を検討し、入札参加業者を増やすことで、入札不調の場合、直ちに随意契約に移行するのではなく、業者を入れ替え、再入札を実施することなどを検討する必要がある。</p>	(財)八尾市文化振興事業団では、従来は市に準じた契約規程により、契約を行ってきましたが、財団の効率的な経営を行うため、平成19年3月に契約規程を改正し、業務内容を維持しつつ、契約を行っております。(監査の意見に対し、検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)	(財)八尾市文化振興事業団において、文化会館および生涯学習センターの指定管理者として事務の効率化や経費の削減を行うため、入札のあり方等について、契約規程改正に向けて検討を進めてまいります。

4	文化振興課 生涯学習スポーツ課	(2) 随意契約について	<p>① 随意契約の合理的理由がない</p> <p>随意契約に付された業務の選定理由を確認したところ、事業団及び振興会の契約の多くで、「契約の性質又は目的が競争入札による方法に適しない契約をするとき」とされていた。その契約業者をみると、過去に実施した入札での落札者に継続して発注し、なかには、施設の開館以来、継続して同一業者に委託している場合がみられた。</p> <p>しかし、警備・清掃・設備保守に関して言えば、その施設の特色により業務内容に違いはあるが、総じて業者間の技術・品質の差異は小さく、また、業者も複数存在するため、他業者による代替可能性は高いものと思われる。現在、3年ごとに入札し、その間は随意契約としている場合においては、「契約の性質又は目的が競争入札による方法に適しない契約をするとき」を理由にするのは、随意契約理由としては誤解を招くこととなるため、現行規程の改定が望まれる。</p> <p>また、長期継続契約については、地方自治法の平成16年11月改正を受け、リース契約等特定の業務を対象として平成17年4月1日施行の条例により認められるに至った。しかし、平成16年度の契約当時は、市及び市の外郭団体の財務規則や契約規程には何らの定めもなかった。したがって、同一業者との間で随意契約を更新するという方法により、実質的な長期継続契約を締結することは、契約事務手続上問題である。</p> <p>確かに、入札初年度に特殊な機械設備を新規に導入するなど、落札業者の初期投資を考慮することを要する事例(衛生処理設備や図書館システム等)では、入札業者との間で、入札後の4-5年間は随意契約を繰り返すことを前提に入札を実施する方が、入札初年度の契約金額を安価にし得ることもあろう。しかしながら、入札後に同一業者と長期に随意契約を継続している業務の契約記録を精査しても、果たして、落札業者の初期投資を検討すべき事例に該当するか否か、また、入札予定価格及びその後の随意契約金額を決定するにあたって受注業者の初期投資をいかに考慮したかについての記録は存在せず、事後的な検証は不可能であった。このように入札後に同一業者との間で随意契約を繰り返す合理的根拠を示す記録が存在しない状況では、外部の市民からみて、市及び市の外郭団体が必要以上に随意契約業者の既得権益を保護し、他業者の新規参入の機会を不当に妨げているのではないか、という疑問を生じかねない。</p> <p>そこで、現行の契約規程を前提とするならば、公正かつ有利な契約を締結するため、市及び市の外郭団体は、安易な随意契約理由の適用を改め、競争入札を採用するなど、厳格な運用が求められる。そして、入札翌年度以降に同一業者と随意契約を繰り返す場合には、随意契約理由についての事後的な検証を可能とするため、経済的合理性の観点から有利と判断した具体的な考慮事情や検討経過を記録し保存するとともに、少なくとも3年に1回の頻度で入札を実施するのが望ましい。</p>	<p>(財)八尾市文化振興事業団では、従来は市に準じた契約規程により、契約を行ってきましたが、財団の効率的な経営を行うため、平成19年3月に契約規程を改正し、業務内容を維持しつつ、契約を行っております。(監査の意見に対し、検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>	<p>(財)八尾市文化振興事業団において、今後、随意契約についても、契約規程の改正のなかで検討を進めてまいります。</p>
---	--------------------	--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------

5	文化振興課 環境施設課 生涯学習スポーツ課	(2) 随意契約について	<p>②比較見積書をとっていない</p> <p>随意契約を締結する場合でも、競争による契約締結の手續に準じた手續により公正かつ有利な契約を締結するため、市の規則上はなるべく2者以上から見積りを徴することが原則とされているが、比較相見積書を徴していない契約がみられた(衛生処理設備運転管理業務委託料)。</p> <p>事業団及び振興会においても、「理事長の承認」があれば比較見積書の省略も可能であるとの契約事務規程を根拠として、事業団及び振興会では理事長の承認の上、比較相見積書を省略する扱いがなされていた。</p> <p>しかしながら、このような運用は、前述の理由と同様に、いずれも合理的な理由がない。</p> <p>そこで、随意契約においても、実質的な価格競争を確保することにより、公正かつ有利な契約を締結するため、安易な例外規定の適用を改め、比較見積書を徴取するという原則的な運用を厳格に適用することが望まれる。</p>	<p>(財)八尾市文化振興事業団では、従来は市に準じた契約規程により、契約を行ってまいりましたが、財団の効率的な経営を行うため、平成19年3月に契約規程を改正し、業務内容を維持しつつ、契約を行っております。(監査の意見に対し、検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>	<p>(財)八尾市文化振興事業団において、今後、随意契約についても、契約規程の改正のなかで検討を進めてまいります。(文化振興課・生涯学習スポーツ課)</p> <p>(環境施設課;既に措置済み)</p>
---	-----------------------------	--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

6	環境施設課 (八尾図書館; 既に措置済み)	(2) 随意契約について	<p>③比較見積りが形骸化している可能性</p> <p>八尾市立図書館及び八尾市立衛生処理場の契約書類を閲覧したところ、形式的には2者以上の比較見積書を徴しているが、同一業者が毎年随意契約を締結しており、比較見積りが形骸化していると推測される場合がある。</p> <p>契約を希望する業者であるなら、通常、業者毎にオリジナルの用紙・書式を使用し見積書の体裁が異なることが考えられるが、契約業者以外の業者が使用する見積用紙は毎年市販の用紙が使用され、同じ体裁で内訳が記載され、業者の社名と社印が押印されているように見受けられ、あらかじめ契約業者が決まっているかのような印象を受ける。</p> <p>そこで、特定の業者にしかできない業務であれば、比較見積書を省略する理由を明確にしたうえで承認を得て契約を締結し、他方、他業者による代替可能性のある一般的な業務であれば、実質的な価格競争を伴う方法により比較見積書を徴取したうえで、随意契約を締結すべきである。</p> <p>また、比較見積書の提出を求める業者の選定基準が明確でない。そもそも2者以上の比較見積書を徴取する趣旨は、競争による契約締結の手續に準じた手續により、公正かつ有利な契約を締結するためである。そこで、金額の妥当性及びコスト削減の可能性を探るためにも、比較見積書の提出業者を固定化させることなく、見積書提出業者間の談合の可能性を防ぎつつ、可能な限り多数の受注意欲のある業者に比較見積書を提出させるべきである。契約担当者は、受注意欲のない既存の業者は比較見積書提出業者から外し、見積書提出業者に関する情報の秘密保持を徹底し、同等の技術・品質の確保ができる業者から広く徴すべきである。そして、提出を求める比較見積書には、各業者が営業活動の結果、可能となる最低限の数値が記載されているべきであると考え。</p> <p>契約記録を閲覧したが、契約担当者が、いかなるプロセスを経て、比較見積提出業者を選定し、比較見積書を徴取したかを確認しようとしても、入手過程についての記録が全く編綴されていなかった。そこで、契約締結事務の公正さを確保するため、契約締結に至るプロセスを時系列的に記録化するなど、より一層の透明性を高め、事後的な検証が可能となる措置を講ずることが望まれる。</p>	<p>衛生処理場は、24時間365日稼働体制の中において、特許機器も含め特殊な機器が大半を占めており、故障等に熟知した業者が迅速に処置することで、安定的に業務の遂行を行って参りました。</p> <p>今後も、他業者の参加を推進し、コスト削減の管理運営を行い、契約締結事務の公正さ、透明性をより一層高めるため、引き続き改善を図ってまいります。(環境施設課)</p> <p>(八尾図書館; 既に措置済み)</p>	<p>24時間フル稼働の施設で、特許機器も含め特殊な機器が大半を占めており、故障等に熟知・迅速に処置することで、安定的に業務の遂行を行って参りました。</p> <p>今後は、さらに費用対効果を基本に、コスト削減の管理運営を行い、契約締結事務の公正さ、透明性をより一層高めるため、改善を図ってまいります。(環境施設課)</p> <p>より透明性を図るため、平成19年度予算要求時より八尾市登録業者名簿から無作為に抽出した複数業者から見積書を取得し予算要求を行いました。(八尾図書館; 措置済み)</p>
---	--------------------------	--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6. 現地調査対象施設特有の事項

(1) 八尾市立衛生処理場

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針
1	環境施設課	①施設の稼働状況	<p>市の下水道の普及や市の人口及び世帯数の減少に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量も減少している。処理工程で示した処理場の設備のうち、第一次処理、第二次処理及び高度処理の一部(砂ろ過塔)はそれぞれ同一の施設が2つ設置されており、年間処理能力 10 万トン程度となる。</p> <p>搬入量の減少傾向から年間の処理能力には余剰があるように推察されるが、1日あたりの処理量は設備能力 275kl まで稼働している日もあった。</p> <p>ただし、今後ますます下水道の普及が進むなど、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量が減少することが想定されるため、余剰設備をいかに有効活用するかを検討することが望まれる。例えば、他市町村において現有設備では賅いきれない部分を八尾市で請け負う等の対応を行うなどにより、設備の有効利用を促進するなどである。</p> <p>なお、大阪府は「大阪府広域的浄化槽汚泥等処理方策検討専門委員会」を設置し、将来にわたるし尿や浄化槽汚泥の安定的で効率的な処理体制の確保へ向け、20年先を見据えつつ、今後10年間の処理体制整備のあり方を探るため、専門的見地からの意見交換を行っているため、市はこれらの意見も積極的に活用すべきである。</p>	<p>「大阪府広域的浄化槽汚泥等処理方策検討専門委員会」の内容をふまえ、地域特性に応じた広域的な処理方策を検討し、他市との連絡調整を行いながら、引き続き処理体制整備を図ります。</p>	<p>「大阪府広域的浄化槽汚泥等処理方策検討専門委員会」の内容をふまえ、地域特性に応じた広域的な処理方策を検討し、他市との連絡調整を行いながら、引き続き処理体制整備を図ります。</p>
2	環境施設課	②今後の廃棄物の処理方法	<p>現在、受入貯留設備である「し尿貯留槽」及び「浄化槽汚泥貯留槽」において発生するきょう雑物については、業者へ引渡し海洋投棄の手続きを行っている。しかし、「1972 年の廃棄物その他の投棄による海洋汚染の防止に関する条例の 1996 年議定書」(ロンドン条約 96 年議定書)等を踏まえ、平成 14 年 2 月 1 日に施行された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 14 年政令第 2 号)により、新たなし尿及び浄化槽汚泥の海洋投入処分が禁止され、現に、し尿及び浄化槽汚泥の海洋投入処分を行っている者についても 5 年間の適用猶予の後、平成 19 年 1 月末までに禁止することとされた。このため、経過措置の期間内に現在海洋投入処分されているし尿及び浄化槽汚泥の陸上処理体制が整うよう、施設整備を着実かつ計画的に行うことが急務となっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、各市町村において、地域の実情を把握しつつ、し尿・浄化槽汚泥高度処理施設等の整備、公共下水道終末処理施設の活用、広域的な処理体制の確保等を行い、可能な限り早期にし尿及び浄化槽汚泥の海洋投棄が廃止できるようにする通知が、国から大阪府に対しなされている。</p> <p>市においては、他市町村と比較し、設備能力が大きいため廃棄物も多量となることから、その処理をどのように取り扱っていくかを今後検討していく必要があるが、市単独での対応ではコスト負担が多額になり、また、大阪府下に同種の施設が重複設置されるような事態が想定されるため、大阪府全体として早急に取り組むべき案件として捉えるべきものであり、早期の協議が必要である。</p>	<p>平成 19 年度から陸上処理になり、大阪府内に処理施設がなく、処理業者は全国的に限られており、他市と情報交換を行い、早急に具体化(業者選定等)に向けて、すみやかに実施を図ります。</p>	<p>平成 19 年 1 月末をもって海洋投棄の禁止にともない、平成 19 年度(4 月以降)は、陸上処理対策について、他市との情報交換を行いつつ、早急に具体化(業者選定等)に向けて、すみやかに実施を図ります。</p>

3	環境施設課	⑤衛生処理に関する受益者負担率	<p>衛生処理場の搬入業者のうち、し尿については、市の外郭団体である(財)八尾市清協公社が搬入している。同公社に対しては、市は、し尿収集運搬及び手数料の集金事務を委託している。なお、同公社から徴収すべき衛生処理場の使用料は市との契約により無料となっている。衛生処理に係るコストに関する受益者負担のあり方を考える上で、負担率が下落傾向にある現状について、委託料の積算内容の精査やし尿取扱手数料等の設定水準の検討等様々な角度からの分析が必要である。</p> <p>さらに、衛生処理施設の管理運営にかかるコストは施設の減価償却費及び支払利息を含め456百万円となっているが、これに上記委託料772百万円を加えた総額1,228百万円を衛生処理に係るコストととらえ、し尿等取扱手数料181百万円の妥当性を検討する必要がある。</p> <p>施設の維持管理をするにあたっては、搬入量に関わらず一定の経費は発生するが、受益者と市との負担関係のあり方を検討し、適正な手数料水準を探っていくべきである。</p>	<p>し尿の使用料(搬入料)は当初から無料であり、浄化槽汚泥についても、平成18年度より廃止いたしました。</p> <p>施設の維持管理については、受益者負担率だけでなく、業者委託等の経費も含め、費用対効果を踏まえて、今後も適正な水準の確保に向け、改善を図ってまいります。</p> <p>なお、し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的配慮を勘案し、引き続き慎重に検討してまいります。</p>	<p>し尿の使用料(搬入料)は当初から無料であり、浄化槽汚泥についても、平成18年度より廃止いたしました。</p> <p>施設の維持管理については、受益者負担率だけでなく、業者委託等の経費も含め、費用対効果を踏まえて、今後も適正な水準の確保に向け、改善を図ってまいります。</p> <p>なお、し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的配慮を勘案し、引き続き慎重に検討してまいります。</p>
4	環境施設課	⑥契約関係	<p>随意契約による場合、市において予め工事請負業者として登録している団体から見積書を入力する業者を選定しているが、その選定基準は特定されていない。契約の状況について調査した結果、毎回特定の業者から見積書を入力し、結果的に契約を締結する業者は固定されているのが実情である。</p> <p>複数の業者から見積書を入力することの意義は、費用の積算の妥当性を検討し、コスト削減効果を達成するものと思われるが、現状のような手続きではその効果を期待することは困難と考えられる。</p> <p>契約は入札によることが原則であるため、まず、随意契約理由が存在するかについて、厳格に検討することが求められる。仮に、随意契約理由が存在する場合であっても、受注意欲の乏しい見積書入手先の固定化や見積書提出業者間の談合を防止するため、見積書入手先業者名簿の充実に、公正な選定基準の設定、想定される業務を委託するのに適当な業者に関する情報の収集、比較見積書提出業者情報に関する秘密保持など、実質的な価格競争を確保するための措置を講ずることが望まれる。</p>	<p>衛生処理場は、24時間365日稼働体制の中において、特許機器も含め特殊な機器が大半を占めており、故障等に熟知した業者が迅速に処置することで、安定的に業務の遂行を行って参りました。</p> <p>今後も、他業者の参加を推進し、コスト削減の管理運営を行い、契約締結事務の公正さ、透明性をより一層高めるため、引き続き改善を図ってまいります。</p>	<p>24時間フル稼働の施設で、特許機器も含め特殊な機器が大半を占めており、故障等に熟知・迅速に処置することで、安定的に業務の遂行を行って参りました。</p> <p>今後は、さらに費用対効果を基本に、コスト削減の管理運営を行い、契約締結事務の公正さ、透明性をより一層高めるため、引き続き改善を図ってまいります。</p>

(2)八尾市立図書館(取り組み済み)

(3)八尾市文化会館(取り組み済み)

(4)八尾市生涯学習センター

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容 と改善の方針	H19.1.17までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課	②貸室及び設備等の有効利用	<p>生涯学習センター内を視察した結果、当初の使用目的どおりに利用されていない設備が散見された。特に、1 階部分の〈かがやき〉インフォメーション部分は、当初、施設のメインにおかれ、パンフレット等に記載されている設備が撤去される、あるいは、修繕されず使用不可の札が貼られているなど、本来の利用目的を達成できていない。また、これとあいまってコスト削減のため、照明を暗くしているため、施設に足を踏み入れにくい印象を与える。いずれの設備も利用方法が限定されるため、改造しなければ他の目的に利用できない。</p> <p>建設時の計画策定時において、設備の利用に関する長期的な観点からの検討が十分にされていなかったと言わざるを得ない。今後、施設の利用目的を再検討し、設備の要・不要の検討を実施し、必要と思われるものについては、適切な修繕及び管理を実施することが望まれる。</p>	<p>1階のインフォメーションコーナー部分においては、機能改善を行う前提で取り組みを行い、その中で同部分については、建築時と現在とのニーズが合致していないと考え、単なる設備更新は施設の目的からも財政的にも、不要と判断しました。よって、故障機器の撤去を行い、その場所に、自習用テーブルを設置し、現在自習スペースとして活用しております。今後ご指摘の点を踏まえ、公共施設評価を活用する中で、適切な施設管理を行います。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>	<p>1階のインフォメーションコーナー部分においては、19年度に機能改善を行う前提で、要不要を検討しながら、適切に修繕等を行っていく予定としております。</p>

2	生涯学習スポーツ課 健康管理課	③目的外使用施設	<p>健康プラザでは、八尾市財務規則第 144 条の規定により、生涯学習センターの一部を毎年の申請に基づく目的外使用許可により、(社)八尾市医師会、(社)八尾市歯科医師会及び(社)八尾市薬剤師会が利用している。</p> <p>上記の 3 団体は市の保健福祉行政各般にわたり、多大な協力をするとともに、地域住民の健康保持増進等地域医療に大きく寄与されている公共的性格を有する団体である、と市は認識している。とりわけ、本市が健康プラザ等で実施する成人・母子等の各種健康診断や予防接種をはじめ、土・日曜日に保健センター1階で開設している休日急病診療所の業務など、健康プラザで実施している大半の業務を委託している。</p> <p>このように各種業務を委託している団体であり、また、SARS や O-157 など、突発的な事象発生時の対応など、常に健康管理課と連絡・調整を迅速かつ緊密に行なう必要があるため、生涯学習センターの一部に使用許可を与え、八尾市公有財産及び物品条例第 6 条第 2 項の規定により使用料を免除している。</p> <p>八尾市財務規則上は、特に必要があると認めるときのほか、通常は、短期間の使用許可しか与えられないにもかかわらず、市は 1 年毎に更新することで、結果として長期にわたって継続的に当該 3 団体に使用許可を与えている。</p> <p>また、使用料については、公共的団体として免除しているが、市が実施する事業の委託等を行っており、受託事業者に対し、無償で施設の使用許可を出している。</p> <p>しかしながら、これらの団体は、市民のために公益的業務を行っているが、業務の大半は所属会員のための団体固有の業務と考えられる。したがって、このような団体に対し、長期間にわたる目的外使用許可及び使用料免除許可を出すことに対しては、市民の目から見て公平性に疑問を戴かせるものであり、今後、施設の使用料を徴収することを含め、目的外使用許可のあり方について見直しが求められる。</p>	<p>他市の状況等も踏まえ、引き続き関係機関と協議を進める中で、目的外使用許可のあり方について研究してまいります。</p>	<p>健康プラザにおいては、休日診療をはじめ、各保健事業がほぼ毎日実施される中で、三師会との連絡・調整は不可欠であり、また、平成20年度に予定されている医療制度改革への対応や小児科医師が絶対的に不足する中、休日診療所運営を維持していくためにも、今後、より一層の三師会との連携が必要になっており、八尾市民の公衆衛生の向上及び健康保持増進等のためにも、三師会事務局が健康プラザにあることが望ましいと考えております。</p> <p>しかしながら、市民の目から見て公平性に疑問を抱かせることがないように目的外使用許可のあり方については、引き続き、関係機関と協議を進める中で、研究してまいります。</p>
---	--------------------	----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(5)八尾市立屋内プール

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課	②契約関係	<p>ア. すべて随意契約であった</p> <p>植栽等管理業務については、契約規程第 18 条 1 項 2 号を適用する性質のものではなく、競争入札を採用することがむしろ適していると考え。また、当該委託業者が市の外郭団体であるため同条 1 項 8 号を理由にするのは拡大解釈と考える。</p> <p>浄化槽(合併型)維持管理業務については、浄化槽施設の管理業務の委託契約は市の環境部において入札し、単価等の基本的事項について協定されており、それに従わざるを得ないため、当該理由は妥当と考える。</p> <p>ろ過設備保守点検整備業務及び昇降機保守点検業務の委託契約先は対象設備の設置業者であること、昇降機保守点検業務については昇降機内の監視業務とセットとなっており、また、金額が 130 万円未満のため、いずれの随意契約理由も妥当と考える。しかし、昇降機保守点検業務については昇降機の保守点検のみの委託であれば、設置業者以外の業者への入札も可能であると思われる。</p>	<p>植栽管理業務に関しては、八尾体育振興会契約規程においては120万円以内の契約については、入札不要としています。が、実態としては2社による競争により業者の選定を行いました。</p> <p>昇降機保守点検業務については18年度より指定管理者に指定され、機器の設置業者と保守契約を行うのは緊急対応やトラブル機器の修理修繕等に置いて迅速に対応でき、利用者のサービス向上となることや、また入札によるエレベーター事故が多発している現状から見て、むしろ現行の設備を知り尽くしている業者と保守契約を結ぶことが妥当だと考えております。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>	<p>19年度より業者間で競争ができる条件で選定できるよう改善いたします。</p> <p>なお、昇降機保守点検業務については18年度より指定管理者に指定され、機器の設置業者と保守契約を行うのは緊急対応やトラブル機器の修理修繕等に置いて迅速に対応でき、利用者のサービス向上となることから、現行では設備を知り尽くしている業者と保守契約を結ぶことが妥当と考えています。</p>
2			<p>ウ. 結果的に竣工当時から同一業者が選定されていた</p> <p>屋内プールについては、振興会が市直営の運営形態を円滑に引き継ぐとの考えで、当初入札時の経過を踏まえ既契約業者と随意契約をしている。</p> <p>同一業者との間で長期にわたって継続的な契約を締結することは、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面があることも否めないが、竣工時の契約業者の既得権益を擁護し、他の業者の新規参入の機会を妨げ、結果として、業者間の価格競争を阻害し、契約金額が高止まりとなる危険を孕むもので、公平性及び有利さに欠ける。さらには、契約業者との癒着が生じ、不正の温床となりかねない側面もある。</p> <p>これらに留意し、業者変更が可能な業務内容については、一定期間ごとに変更することが望まれる。</p>	<p>18年度より指定管理者に指定され、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面もあることから、現行業者と経費削減について協議を進めるとともに、迅速に対応でき、利用者のサービス向上となることから、現行業者と契約を行うことが妥当だと考えております。ご指摘の点については、将来的な入札等も含めて慎重に検討していきたいと考えております。</p>	<p>継続的な契約を締結することは、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面もあることから、現行業者と経費削減について協議を進めるとともに、ご指摘の点については、将来的な入札等も含めて慎重に検討していきたいと考えています。</p>

(6)八尾市立総合体育館

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課	①稼働状況	稼働状況を見る限りは、おおむね稼働状況は良好といえる。 なお、特定のスポーツに限定される施設については、今後多目的利用も視野に入れ、利用促進を図るべきと考える。また、利用実績が減少傾向にある施設については利用者ニーズに応じた転用を検討すべきである。	親子体操教室やスポーツ講習会など自主事業に取り組み、利用者に対して新たなサービスに取り組むことにより、利用促進を図っています。 今後、利用者が減少に転じた場合においては、アンケート調査などを実施し、利用者のニーズを把握したうえで、新たな利用促進事業を図ってまいります。 (措置済み)	さらに新規事業も検討し、引き続き利用促進を図っています。
2		③契約関係	ア. すべて随意契約であった 植栽等管理業務及び競技場等管理業務については、委託内容については、契約規程第 18 条 1 項 2 号を適用する性質のものではなく、競争入札を採用することがむしろ適していると考え。 また、当該委託業者が市の外郭団体であるため同条1項8号を理由にするのは拡大解釈と考える。 ウ. 結果的に竣工当時から契約している業者が選定されていた 総合体育館を開設した当時から同一業者と継続して委託契約を締結していた。同一業者との間で長期にわたって継続的な契約を締結することは、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面があることも否めないが、竣工時の契約業者の既得権益を擁護し、他の業者の新規参入の機会を妨げ、結果として、業者間の価格競争を阻害し、契約金額が高止まりとなる危険を孕むもので、公平性及び有利さに欠ける。さらには、契約業者との癒着が生じ、不正の温床となりかねない側面もある。これらに留意し、業者変更が可能な業務内容については、一定期間ごとに変更することが望まれる。	植栽管理業務に関しては、八尾体育振興会契約規程においては120万円以内の契約については、入札不要としていますが、実態としては2社による競争により業者の選定を行いました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)	19年度より業者間で競争ができる条件で選定できるよう改善いたします。 継続的な契約を締結することは、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面もあることから、現行業者と経費削減について協議を進めるとともに、ご指摘の点については、将来的な入札等も含めて慎重に検討していきたいと考えています。

7. 現地調査対象外施設に関する事項

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H19.1.17までの取り組み等の内容と改善の方針
1	交通対策課	(1)八尾市自転車駐車場	<p>八尾シティネット株式会社は市の外郭団体ではあるが、株式会社形態をとる以上、採算性を重視した経営を行わなければならない。すなわち、管理委託施設及び所有施設に係るコスト分析を実施し、最適なコスト水準となっているか、相当の利用料金を徴収できているか等を他市、同業他社、立地条件等との比較検討を含め、検証する必要がある。</p> <p>その結果、特に、指定管理者制度導入によって他社との競争が想定されるため、採算性の阻害要因となっている事項についての対策、例えば、料金設定に関する自由裁量性の確保、市の資本的関与の程度、最適な人件費水準確保のための人事制度の見直し等を検討し、法人運営に係る影響を十分に検討する必要がある。</p>	<p>八尾シティネット株式会社は、市から管理を受託している自転車駐車場の施設の改善や効率的な活用を図り、市民サービスの向上に努めてきたとともに、平成18年4月からの指定管理者制度の実施については、人件費や管理諸経費等の削減などさらに企業努力を行い、株式会社として採算性も重視した中で業績の向上に努めております。以上の方針に沿って改善に向けた検討を引き続き行ってまいります。</p>	<p>八尾シティネット株式会社は、市から管理を受託している自転車駐車場の施設の改善や効率的な活用を図り、市民サービスの向上に努めるとともに、平成18年4月からの指定管理者制度の実施については、人件費や管理諸経費等の削減などさらに企業努力を行い、株式会社として採算性も重視した中で業績の向上に努めてまいります。以上の方針に沿って改善に向けた検討を引き続き行ってまいります。</p>

・平成18年度包括外部監査についての改善措置等の内容

1. 地域医療における八尾市立病院の位置づけ

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	企画運営課	地域の中核病院としての急性期医療・救急医療の充実	① 救急医療 いくつかの診療科動向を見ても、八尾市の救急医療に占める八尾市立病院の役割の大きさが確認できる。とは言え、救急医療体制の充実には、人的スタッフの充足や、そこにかかるコストの問題など多様な課題を含んでいる。従って、八尾市立病院単独の問題と捉えるのではなく、地域救急体制のあり方や、それを支える繰入金の是非と併せて、市民・行政・病院が一体となって議論していくことが望ましいと考えられる。	救急医療体制については、市内だけでなく、より大きな医療圏で担っていく必要があり、市立病院だけではなく、他の民間医療機関や医師会を含め、市や中河内医療圏全体の医療行政として考察すべき問題と考えております。今後、市民の意見をふまえつつ、地域の救急医療の必要性を見極め、大阪府や中河内などの医療関係機関や行政とも協力しながら取り組んでまいります。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)
2			② 産婦人科をめぐる問題 今後の課題は、やはり医療スタッフの充足である。設備・医療需要に比して、医師・看護師が不足している。産婦人科だけでなく、小児科においても、医療スタッフ不足が原因で、新生児集中治療室(NICU)が設備上は6床あるにも関わらず、施設基準上は3床分しか取得できない、という課題が生じている。	産婦人科診療については、平成18年4月から4名の医師を確保でき、診療を再開いたしました。今後も市民が安心して分娩ができる体制の整備に努めてまいります。NICUについても、看護師の確保により平成19年5月から6床全てが施設基準の算定を受けることができるようになりました。(措置済み)
3	企画運営課	地域の医療機関との機能分担・連携強化	ア) 市民への理解の促進 市民から見て、「地域医療連携」という言葉は分かりづらい。根強い大病院支持(=総合病院は、何でも診てもらえる、何かあったら安心)の下、地域医療機関で対応可能な疾患であっても、すぐに中核病院へと患者が集まる傾向もなかなか改善しない。 残念ながら、こうした状況を急激に改善することは難しい。「地域連携」という制度に対して市民理解が得られるよう、行政・病院が一体となった広報活動を進めていくこと、同時に、日々の地域医療連携の積み重ねにより、地域医療連携制度に対する市民や医療機関の信頼を獲得していくことが必要となる。このような信頼獲得の結果として、地域医療機関と八尾市立病院との連携に対する市民満足度が向上し、八尾市外への患者流出抑制の一助となることが期待される。	国の医療政策に基づく医療機関の役割分担の中で、地域医療連携室が中心となり、地域の病院や診療所等への個別訪問や広報誌等を通じ、地域の医療機関との連携につとめるとともに、住民に対しては市広報誌や患者に対しての診療説明や院内掲示等を通じ、本院の二次診療機能について説明を行い、理解を求めるようにつとめております。(措置済み)
4			イ) 在宅医療・福祉との連携の強化 地域医療連携の強化といった場合、入院時の紹介元医療機関との連携も重要であるが、今後は、退院患者をいかに円滑に地域へ受け入れて頂くか、という点も重要な課題になる。八尾市立病院は急性期医療機関として、容態の安定している慢性期疾患の患者は原則として取り扱っていないものの、高齢化の進展によって、これらの患者が増加すると想定されるからである。その際、厚生労働省の方針として、在宅医療の推進が掲げられ、療養型病床が大幅削減されようとしている点が大きな影響を及ぼす。八尾市立病院で急性期疾患の治療を終了した患者を、受け入れて頂く施設の確	慢性期疾患に対する市民要望については、国の医療政策に基づく医療機関や福祉施設の役割分担の中で、急性期、慢性期、在宅のそれぞれの疾病段階に対応した医療ケアの充実化がはかられつつあります。 新病院の開設以降、医療ソーシャルワーカーを3名配置し、急性期を脱した退院患者が、地域の他の医療機関や福祉関連施設へスムーズに受け入れられ、あるいは在宅患者が十分な在宅ケアを受けられるよう、保健福祉関連部門とも連携をはかりながら、地域内での医療体制の確立につとめているところであります。(措置済み)

			保が困難となる可能性があるからである。このような課題は、個々の病院の課題というよりも、地域における医療・福祉の連携の課題である。とは言え、八尾市立病院は、基本方針で「高齢社会に対応した保健・医療・福祉サービス支援体制の推進」を掲げており、実務運営上も、慢性期疾患取り扱いに対する市民要望に対して、「答え」を用意していく必要がある。医療相談員の拡充等により体制を整備しつつ、介護施設、在宅医療支援診療所等との連携強化に努めていくことが必要と考えられる。	
5	企画運営課	医師の採用強化に関する取り組み	ア)後期臨床研修プログラムの充実 独自の医師確保策の正攻法は、若手医師の採用・育成であろう。若手医師の大学医局離れも指摘され、臨床経験を積める市中病院に魅力を感じる医師も増えているとされている。このような機運を捉え、若手医師の向学意欲・就労意欲に応えるようなプログラムを用意することで、意欲ある若手医師を確保し、その医師が将来の診療の中核の担い手となりつつ次世代を育成する、という好循環が築けると考えられる。八尾市立病院においても、このような考えに基づいて後期臨床プログラムの充実に努めており、着実な成果を挙げつつある。やや長い目で見ると必要はあるものの、更なる充実が期待される。	医師の確保に資する方策のひとつとして、後期臨床研修制度を位置づけており、医師の育成教育の充実化につとめているところでもあります。 臨床研修の内容の一層の充実化を目的に、地域内の八尾保健所や市内の医療機関との連携をはかりつつ、また平成19年度からは、大阪大学付属病院等の協力病院としても研修医の育成につとめるなど、広域的な相互協力の連携をはかりつつ、魅力ある研修プログラムの一層の充実化につとめているところでもあります。(措置済み)
6			イ)地域中核医療としての高度医療機能の強化 八尾市立病院単独であらゆる医療機能を強化することは難しく、八尾市立病院のみが医師を確保しても地域医療の貢献には限界がある。医療スタッフという人的資源も、そこに投入する資金も有限である。従って、個々の医療機関が、特色に応じた医療機能の強化に努めつつ、分野毎に他医療機関と役割分担を行い、地域医療圏全体に必要な医療が完結する、という全体最適の発想が必要である。八尾市立病院単独で考えられるテーマではないが、医療圏内の他医療機関、行政等と連携をとりつつ、中長期的な視点で取り組むべき課題であろう。	国の医療政策に基づき、地域の医療機関がそれぞれの診療機能の特色を生かしつつ、連携を図っており、広域的な医療圏内で医療が完結できる体制の構築に向け、取り組んでおります。(措置済み)
7			ウ)人事制度・給与体系の整備 医療機関を取り巻く環境がますます厳しくなる中、将来的な人員採用・給与体系構築に向けて、更なる取り組みも検討余地があると考えられる。例えば、現在の八尾市立病院は、地方公営企業法上の財務条項のみを適用されているが、これを「全部適用」とすることにより弾力的な人事権を獲得することが可能になる。運営形態の変更は、医師確保に即効性を持つとは言えないものの、病院は総費用の過半を人件費が占める労働集約型の事業構造であり、給与体系・採用を始めとする人事政策は、病院経営の最も重要な課題の一つである。中長期的なテーマの一環として、人事政策見直しと、それを含めた運営形態検討に取り組まれることが期待される。	地方公営企業法の全部適用等については、人事給与面での弾力的な運用という観点をはじめ、公立病院として市民が求めるニーズへの対応の中で、継続的に病院事業を運営していく経営形態の最適あり方という総合的な観点からも今後検討してまいります。

2. 一般会計からの繰入金について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	企画運営課	繰入項目に対する意見	①繰入金の算定根拠について ア)根拠法令の整理について 「八尾市病院事業の設置に関する条例 附則 3」の文言では、「当分の間、本市の経営する病院事業に法第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 の規定を適用しないものとする」(この法とは、地方公営企業法を指す)とされている。しかし、「当分の間」という非常時の設置趣旨から 40 年を経ており、同附則がそのまま残存していることには疑問が残る。実態として、八尾市立病院の繰入金が地方公営企業法第 17 条の 2 及び 3 に沿って運用されているのであれば、附則 3 については、存廃是非についての検討が望まれる。	一般会計からの繰入金につきましては、地方公営企業法第 17 条の 2、17 条の 3 に基づき運用されておりますが、新病院に係る起債の償還等の繰出基準外のものがあるため、これらの繰入が終了する平成 21 年度の廃止に向け検討を行ってまいります。
2	財政課		イ)繰入基準等の策定について 八尾市立病院に対する繰入金は、総務省基準に準拠するとされているが、実際上は、基準外のもの、基準を超えるものも存在している。このような状況は、市民の視点から見た場合、何が繰入対象項目で、どのような考え方で算定されるのかという点が分かりづらく、「説明責任」の観点からは疑問が残る。八尾市としての繰入金要綱を定める等の取り組みが期待される。	繰出基準の具体的な対象経費の範囲や、それに対する繰出額の算定方法などについては、法令に定められた基準や、総務省の繰出基準に基づいて、その公営企業に負担させることが適当でない一部の経費を除き、あくまで公立病院の性質上、効率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難と認められる経費と定められており、過去から各会計との協議により具体的な対象を決め積算しております。従って繰出基準が要綱に代わるものと考えております。なお、基準を超える繰出し、基準外の繰出しについては、個別に特殊な事情が生じた場合に実態に応じて繰出基準を参考に繰出ししているものであり、要綱等により画一的に定められるものではないと考えております。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)
3	財政課 企画運営課		②個別の繰入金根拠について ア)退職給与引当金繰入額について 公営企業会計においては、職員給与費の項目として退職給与引当金繰入額が計上されることになっており、八尾市立病院決算においても、平成 16 年度から計上されている。しかし、繰入金算定の際に用いる各人件費単価に際しては、退職給与引当金繰入額が算入されていない。例えば、「小児医療に要する経費」では、小児科に従事する医師・看護師等の人件費を積算していくが、その際の人件費とは、給与・諸手当・法定福利費・退職給与引当金繰入額等が含まれると考えられる。しかし、八尾市立病院の繰入金では、退職給与引当金繰入額が含まれない形で人件費が積算されているのである。確かに、退職給与引当金繰入額は当期の現金流出を伴うものではない。しかし、会計上は当期費用として計上されるものであるため、八尾市立病院の損益にとって赤字拡大要因となる。しかも、この赤字は一般医療の赤字として認識されてしまうため、政策医療	小児医療等、繰入対象の医療の従事者に係る退職給与引当金については、平成 19 年度の一般会計繰入金において、看護師等の平均的な勤務年数を基準として予算措置を行ったところであります。(措置済み)

			と一般医療の損益が適切に評価されなくなってしまう可能性がある。 八尾市民が政策医療に対する評価を行う上でも、八尾市立病院が一般医療に対する経営自助努力を強化する上でも、正しい現状認識は出発点となるべきものであり、そのためには、会計規則に沿った、適切な積算が必要と考えられる。	
4	財政課 企画運営課		イ)政策医療体制整備に必要な繰入金について(NICU) NICUは充実した設備・人員配置という長所がある一方、コスト高であるという短所もある。八尾市立病院における医療供給体制の維持・拡充の是非について、有識者を交えた議論や情報提供を行う場を設けるべきである。	新病院の設立にあたり、ハイリスク分娩への対応は大きな目的の一つとしており、NICUは産婦人科のハイリスク妊娠の患者を受け入れるには無くてはならない施設であり、小児医療部門と連携して医療体制を確保しなくてはならないと考えております。当該設備への繰入算定についても適切に行ってまいります。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)
5	企画運営課	今後の課題	i)八尾市立病院・八尾市当局による情報発信と「あるべき八尾市立病院像」の議論 八尾市立病院・行政側は、八尾市立病院の医療現場の状況、経営状況について積極的に情報発信を行い、八尾市立病院に対する市民の理解が広がるよう、継続的な努力が必要である。繰入金という市民の税金に対しては「説明責任」が求められる。また、八尾市立病院に対する市民支持を集め、政策医療の更なる充実を図るためにも、医療現場の活動状況、直面する課題、必要な措置についての、市民理解を得ることが必要である。それら理解の上に、「あるべき八尾市立病院像」が議論され、繰入金の必要性が認識されると考えられる。	八尾市立病院の医療体制の状況については従前からホームページ等を通じ情報発信を行っていますが、市民の理解が広がるよう、その充実に努めるとともに、経営状況についても情報提供を行ってまいります。
6	企画運営課		ii)八尾市立病院による経営自助努力 市民の理解に基づいた繰入金であるためには、八尾市立病院自身が経営改善努力を重ね、経営に対する信頼を獲得することが不可欠である。中でも、一般医療については、自助努力による収支均衡が要請される項目であり、八尾市立病院は、経営努力に対する取り組み、結果を積極的に情報開示し、市民からの信頼獲得に努めていく必要がある。	経営健全化計画の策定において、経営面における取組みと結果についても、情報の提供につとめてまいります。

3. PFI事業について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H19.7.20までの措置の内容と改善の方針
1	企画運営課	(2)PFI事業に対するモニタリングの状況について	① 事業モニタリング モニタリングの改善課題 i)モニタリング実施計画が未策定である モニタリング項目は非常に多岐に渡り、長期に渡り継続されるものである。従って、モニタリングは、体系だった実施計画に基づいて進められることが望ましい。このため、PFIの事業契約約款上では、モニタリング基本計画書(同契約約款別添2)でモニタリング計画の基本的枠組みを定めつつ、「モニタリングの項目、方法および評価の方法などについては、モニタリング実施計画書に従うものとする」とされている(同第87条2)。しかし、本監査実施時点(平成18年8月)では同計画は未だ策定途上であることが確認された。すなわち、平成16年6月のPFI開始から約2年間のモニタリングは、「モニタリングの項目、方法および評価の方法などについて」の実施計画不在のまま行われたものであると言える。	実施計画については、事業開始後の一定期間は市とSPCとで実施計画を作成する期間としております。開院後は双方共に実際の病院運営にエネルギーを割かれ、協議が前進しなかったものです。現在、実施計画書を作成するためモニタリングの評価基準について、各業務の具体的な事例をもとに評価項目を作成しており、SPCと協議を行っているところであります。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	企画運営課	(1)PFI事業と効率的な病院経営について	VFMIに関する分析 i)市当局による、診療材料費・医薬品費の調達価格の監督 調達をPFI事業者任せきりではなく、市が積極的に他院情報との比較(ベンチマーキング)を行うなどの定量的かつ継続的な監督が必要と考えられる。例えば、薬品使用効率を見ると、八尾市立病院の数値は平成15年度から17年度にかけて、ほぼ同水準となっており、「自治体が自ら行うよりも効率的」という成果を確認できるまでには至っていない。 八尾市立病院では、薬品費の調達価格動向については、自治体病院共済会などのデータを元に、市場実勢把握に努めているとのことであった。今後もこの活動を継続しつつ、経営指標改善につながるような、調達コスト低減活動に取り組むことが期待される。	PFI事業の主旨の実現を主眼において、業務に取り組んでいるところであり、調達方法は、民間事業者のノウハウ等に任せ、病院は調達価格について関与しております。薬品につきましては、従来から、自治体病院共済会が3ヶ月に一度公表している全国自治体病院の実勢価格情報に基づいて、SPCと価格交渉を行っており、今後も同様の方法で継続して実施してまいります。また、診療材料につきましては、薬品のような公表資料がございませんので、SPCを通じて他の公立病院の値引き状況を調査した上で価格交渉を継続して行なっております。また、SPCにおいても業務の実施体制を見直し、コストの削減につなげるよう取り組んでおります。今後も、調達コストの低減に継続的に取り組んでまいります。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)
2			ii)PFI事業者からの積極的な調達コスト削減提案と、市による努力喚起 PFI事業者が病院指示に基づいて調達するだけでは、単なる購買管理の委託に過ぎない。PFI事業としての“民間ノウハウ”を発揮するためには、品目毎の調達努力だけでなく、共同購買、安価品・後発医薬品利用など、全体としての調達コスト引き下げをもたらすような創意工夫を伴った提案が期待される。	薬品については後発医薬品の利用、診療材料については使用するメーカーを変更することや絞り込むことや共同購入等の経費削減の提案がなされております。今後も、SPCには積極的な提案を求めてまいります。(措置済み)

3	企画運営課		<p>iii) PFI事業者からの提案を受け入れる病院側の組織風土の醸成 PFI事業者からの提案は、八尾市立病院にとって心地良いものばかりとは限らない。共同購買や後発医薬品利用等、医療現場の賛同なしには進まない項目も多い。こうした観点から見ると、八尾市立病院の後発医薬品採用比率6.23%（平成18年6月現在）は、国立病院等の平均6.5%（平成15年8月現在）とほぼ同水準であり、「自治体が自ら行うよりも効率的」とは言えない状態である。病院側に確認したところ、その背景には、医局方針の影響も大きいとされている。八尾市立病院では将来のDPC（診断群別包括支払制度）適用に向けて準備を進めており、DPC適用後は、薬品調達コストが病院損益に与える影響が大きくなることへの対策として、後発医薬品採用を促進する予定である。PFI事業者と病院側の前向きな検討により、後発医薬品採用を含めた積極的なコスト低減策に取り組むことが期待される。</p>	<p>院内で利用する後発医薬品の占有率については、当院採用医薬品全体の約6.2%となっており他の公立病院と比べて決して低い採用率ではなく、後発医薬品使用可能な院外処方発行率は、全体の約27%（変更可能な品目有る分に対しては約35%）程度を占めており、医師においても後発品に対する一定の理解は得られていると考えております。DPC適用に際して、後発医薬品の導入を積極的に行ってまいります。</p>
4		(2) PFI事業に対するモニタリングの状況について	<p>① 事業モニタリング モニタリングの改善課題</p> <p>ii) モニタリング項目の客観化、定量化、担当等が不明確である 「モニタリング実施計画書は、…市とSPC（注. 八尾医療PFI株式会社）との間で協議の上、作成されるものとする。」と定められている（同 87 条 3）。これは、モニタリングの性質上、「モニタリングの項目、方法および評価の方法などについて」は両者の合意に基づいて行われる必要があることを明記したものである。</p> <p>そうした観点から見た場合、各モニタリング項目について、どのような基準でペナルティが発生するのか、という基準が不明確であると感じられた。病院側によると業務要求水準書に基づいて、各現場がモニタリングを実施しているとのことである。しかし、監査人が見たところ、業務要求水準書では、客観的な「水準」については確認できなかった。また、項目毎のモニタリング担当が不明確であり、「全員が担当」となっている。とは言うものの、業務内容に精通する担当者は限られるため、実務上では、業務毎のセルフモニタリングをチェックする担当者・部署が固定されてしまっている。その結果、チェック側の権限・責任が不透明なままにモニタリングが実施されており、モニタリング品質を一定水準に保つ組織的枠組みが構築できていない。例えば、誰もが目につく業務（清掃、窓口等）は監視の目が厳しくなるが、専門性の高い分野は判断が難しく、モニタリング品質の確認が困難ではないかと懸念される。なお、現在策定中のモニタリング実施計画では、モニタリング体制、個別業務毎のチェック項目・判定基準等も定められる予定とのことであった。これらの項目整備によって、客観的・定量的なモニタリングが進められることが期待される。</p>	<p>内閣府の「PFI事業実施プロセスガイドライン」や「モニタリングガイドライン」により、PFI事業による民間事業者の募集に際しては、「提供される公共サービスの水準を必要な限度で示す」ため業務要求水準書を公表し、これに基づいて事業者が応募することになっております。これに基づきまして、病院では業務要求水準書を公表し、PFI事業者の募集を行い、現在の事業が成立いたしております。また、現在の契約書第42条で「SPCは、本事業に際し、市が提示した本病院の維持管理・運営にかかる各業務の業務要求水準を満たす業務を提供しなければならない。」、第2項で「本病院の維持管理・運営にかかる各業務の業務要求水準は、業務要求水準書記載のとおりとする。」と定めております。従いまして、PFI事業におきましては業務要求水準書がモニタリングのための客観的な基準だと認識いたしております。</p> <p>また、担当が不明確とご指摘につきましては、モニタリング自体はサービス受益者（施設の利用者や職員）が提供されたサービスの水準を評価するものであり、定期モニタリングを実施する事業評価部会の委員は、他の職員や患者さんの声も聞いて会議で議論することとなっております。事務担当者や会議の委員は決まっておりますが、モニタリング（評価）をするのは、当該委員等だけではないということであり、不明確ということではないと考えております。</p> <p>今後も、PFI制度の趣旨に則ってモニタリングを実施してまいります。（監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定）</p>

5	企画運営課	<p>① 事業モニタリング モニタリングの改善課題 iii) モニタリング結果が市民に対して未公表である PFI事業は長期間・広範囲・高額な契約であって、その効率的な運用は市民にとっても重大な関心事項であると考えられる。従って、その運営が適切に行われているか否かを確認するモニタリング結果についても、市民に積極的に情報開示すべきであると考えられる。「ガイドライン」においても、モニタリング結果の公表が推奨されており、「特定事業の発案から事業の終結に至る全過程を通じて透明性が確保されなければならない」と説かれている(ガイドライン六 2)。八尾市立病院によると、モニタリング結果公表を目標としているとのことであり、今後は、スケジュール等を定めた具体的な取り組みが期待される。</p>	<p>内閣府の「PFI実施プロセスガイドライン」によれば、モニタリング結果の公表を推奨していますが、一方では「公開することにより民間事業者の権利、競争上の地位(ノウハウ等)その他正当な利益を害するおそれのある事項については、……これを除いて公表する必要がある」と規定されております。このため、「モニタリング結果」をもとに、公開可能な範囲についてSPCと協議を行い、合意を得た上で、公表を行っていく予定です。</p>
6		<p>③ サービス対価の見直しについて ア) 技術革新等によるサービス対価の見直し 事業を実際に行っていく過程で、技術革新や業務効率化によって事業提供コストが大幅に低下する事態も考えられ、そのような場合にはPFI事業費も低下しなければ、「自治体が自ら行うよりも効率的」であることを達成できない懸念がある。そこで、同文書では、「市は平成19年3月31日をもって、実績及び技術革新等による八尾医療PFI株式会社における費用縮減の可能性を調査し…サービス対価の見直しを行う。その後は、5年に1回、同様の見直しを行う。」と定められている。更に、「見直しに伴う協議の結果、合意に達しない場合には…当該業務についてSPC(=八尾医療PFI株式会社)の業務から除外する…」とも明記されており、対価見直しの確実な履行を求めている。本監査時点では、上記期限の到来前であり、見直し実施状況の検証はできなかったものの、今後の対価見直しの着実な履行が期待される。</p>	<p>「市が平成19年3月31日をもって実績及び技術革新等によるSPCの費用縮減の可能性を調査し、その結果を基にSPCと協議すること」となっており、従前より病院側で協力を頂いているコンサルと、どのような調査方法が可能であるか等の相談を行ないながら、対価見直しが必要な項目について検討を行っております。</p>
7		<p>イ) 物価変動に対する改定 長期に渡る事業運営では物価変動による対価見直しがなければ、自治体側にとっても事業者にとってもリスクが大きい。そこで、八尾市立病院のPFI事業では、各業務の細目毎に物価変動の参照指標を設け、同指標に連動してサービス対価の見直しが行われることが予定されている。具体的には、「初年度に支払われるサービスの対価を基準額とし、毎年度見直しが行われる。また、「周期は1年に1回とし、毎年4月1日に…指標を確認し、…前回改定時と比べて1ポイント以上の変動が認められる場合に」、「7月1日以降の対価に反映させる。」と定められている(「」内は、「サービス対価の算定方法 第6 (2)の条文引用)」。条文通りの改定が行われているならば、平成17年4月、18年4月の物価指標に対応した見直しを実施されている筈である。しかし、八尾市立病院に確認したところ、PFI事業開始以来、監査時点(平成18年8月)に至るまで本条項に基づく対価見直しは実施されていないとのことであった。理由</p>	<p>現在、具体的な指標の時期などについて、SPCと協議を進めており、平成20年度のサービス対価に反映する予定です。</p>

			を確認したところ、参照指標の測定時期、計算方法などの詳細部分について、PFI事業者との間で合意が得られず、協議が続いているためとのことであった。対価見直しは八尾市と事業者のリスク分担の適正化にも関わる問題であり、早急な対応が求められる。	
8	企画運営課		ウ)業務内容・範囲の見直しに伴うサービス対価の見直し 対価見直しの三番目は、「関連法律が改正された場合…随時その旨の通知を行い…サービス対価の見直しを求めることができる」と定められているものである。病院の収益は、ほぼ2年に一度改定される診療報酬制度によって大きく左右される。ここ数年、診療報酬はマイナス改定が相次いでおり、平成18年4月改定では、△3.16%という大幅なマイナス改定となっている。病院収入の根幹である診療報酬がマイナス改定となった以上、支払関連費用も応分の見直しを進めなければ損益悪化は避けられず、このようなコスト削減交渉は、民間事業者でもよく行われることである。 この点について確認したところ、本監査時点(平成18年8月)では、検体検査、薬品・診療材料について見直し提案をしている段階とのことであった。国の医療保険財政が逼迫する中、今後とも診療報酬のマイナス改定傾向が続くと推測され、価格変化に着実に対応できる体制作りが望まれる。	平成18年度には、薬品、診療材料の価格改定と共に、検査費用について、診療報酬の改定に応じた価格見直しを行ないました。 なお、価格変化に対応したSPCとの協議は、事務局のPFI事業担当が行う体制が確立しております。(措置済み)
9		(3)PFI事業効果の更なる発揮に向けて	① 八尾医療PFI株式会社側の提案能力の強化 PFI事業を統括する八尾医療PFI株式会社は、受託企業に対する管理監督を行うと同時に、経営改善等に関する企画提案機能が期待されている。例えば、市の指示に対応した見積書を提出するだけでなく、自ら問題点を発掘し、他病院事例や市場実勢に基づいた自発的かつ積極的な提案によって、市を支援する役割である。廃棄物・省エネ対策など一定の成果は得られてきたものの、今後の更なる充実が期待される。 更に、企画提案機能としては、より積極的な施策も望まれている。診療科別損益管理システム(=MMIS、現在開発中)や診療圏分析、病診連携の推進支援など、病院経営改善や収益拡大に貢献するような経営支援機能である。PFI事業効果はコスト削減面が中心となっているものの、こうした機能も、業務要求水準書に定められたPFI事業の柱の一つである(※)。PFI事業立ち上げの一段落と共に、これら経営支援機能を発揮し、八尾市による経営管理体制の強化に貢献することが期待される。	MMISについては、既に提案は実施されており、基本データの入力も行なわれ、病院経営に関する基礎資料作成に利用されています。今後、情報量を増加させ、より精度の高い資料作成に活用する予定です。 また、病院行財政改革(経営健全化)推進会議にもSPCの職員も参画しており、今後の経営健全化への支援機能にも期待しております。 SPCに対しては、今後も、積極的な提案を行うよう求めてまいります。(措置済み)
			② PFIの市民サービス向上効果について PFI事業の遂行に際しては、事前の業務要求水準仕様書に基づいた業務が優先されるのはもちろんであるが、経済効果にとどまらない市民サービス向上効果が確認されると、PFI事業に対する市民理解も得られ易いと考えられる。八尾市立病院は、基本方針の第一番目に「患者さんへのサービスに徹し、市民に信頼され親しまれる病院」を謳っており、PFI事業も“民間ノウハウを活用”して、経営改善全般の支援が期待されているからである。このような観点か	ご指摘のとおり、市民サービス向上策については、既に実施されており、SPCに対しては、既に実施している患者サービスの一層の充実向上を図ると共に、今後も新たな患者サービスの取り組みを実施するよう求めてまいります。(措置済み)

			ら、PFI事業における、市民サービス向上の成果を確認すると、コンビニ、理髪店等の複合施設設置による患者サービス向上等の点が確認された。 これらのサービスは、PFI事業としての目新しさを感じられる内容ではないものの、徐々に取り組み範囲を増やすことで、「患者さんへのサービスに徹し、市民に信頼し親しまれる病院」へと通じると思われ、今後の発展が期待される。	
--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

4. 「安全で親切的な医療」に向けた取り組み

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H19.7.20までの措置の内容と改善の方針
1	企画運営課	(2)医療倫理面での取り組み	① 医療倫理委員会について ウ)医療倫理委員会の課題 i)委員会の構成メンバーについて(結果) 「臨床研究に関する倫理指針」によると、委員会は、医学・医療の専門家の他に、法律学の専門家等人文・社会科学の有識者及び一般の立場を代表する者から構成され、かつ、外部委員を含まなければならない(「指針」第3(2)細則1)。また、審議又は採決に際しては、人文・社会科学の有識者及び一般の立場を代表する委員が1名以上出席していなければならない(同細則2)とされている。しかし、八尾市立病院の医療倫理委員会には、「法律学の専門家等人文・社会科学の有識者及び一般の立場を代表する者」が含まれていなかった。また、外部委員についても、同院の元職員が就任しており、純粋な外部委員とは判断しづらい状況であった。委員会内部からも、外部委員参加が望ましいという意見が出ている(医療倫理委員会 第12回議事録)。	ご指摘の内容につきましては、法律の専門家を外部委員とするよう調整を行い、平成19年4月より医療倫理に精通した弁護士に委員を委嘱いたしました。(措置済み)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	企画運営課	(1)医療事故の防止と事故発生時の危機管理に向けた取り組み	② 八尾市立病院における医療事故防止体制と危機管理体制 ア)院内組織・体制 i)医療事故対策会議の開催要綱の整備 医療事故対策会議は、医療事故防止マニュアルに基づき、院長が召集するとのことであるが、開催要綱が存在せず、開催時の参加予定者も不明であった。また、過去の議事録も存在しておらず、どのようなメンバーでどのような審議がされるのか、確認できない状態であった。他方で、医事紛争対策委員会との役割分担も不明確であると感じられた。病院側では、医療事故対策会議は、医療事故発生時に開催し、医事紛争対策委員会は、事故発生とは無関係に開催すると予定されているが、両者の位置づけは外部から見て分かりづらい。医療事故対策会議の位置づけ、医事紛争対策委員会との役割分担を明らかにしつつ、医療事故対策会議の開催要綱の	平成19年3月に、八尾市立病院医療事故対策会議要綱を整備し、医療事故発生時の体制を整えるとともに、医事紛争対策委員会が医事紛争にかかる対応を継続的に行うための会議であるのに対し、医療事故対策会議は発生した医療事故に対し、緊急的に対応するための会議として役割を明確にしました。(措置済み)

			整備を進めることが必要と思われる。	
2		ii) 外部の視点の導入 医療安全対策は高度に専門的な側面を有するが、それゆえにこそ、内部職員のみでの運営・点検では、専門的な議論に終始してしまう可能性がある。そこで、医療安全管理委員会には、外部委員への委嘱を行うことが望ましいと考えられる。同委員会は、経営的な視点で医療安全対策を統括する委員会であり、構成委員を医療専門職に限定せず、市民代表者や法律関係等の有識者等の第三者的な視点を導入することに馴染みやすいと考えられる。一歩進んだ医療安全対策に取り組むためにも、市民の視点を意識した、より透明性の高い運営を行うよう、改善が期待される。		平成19年の医療法の改正に対応し、医療の安全を確保するための措置を講じ、医療安全管理委員会の委員体制については医療法で規定されたため、それに基づき対応いたしました。これからも、安全な医療の提供に努めてまいります。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)
3		i) 医療安全に対する取り組みと課題 i) 過去の医療事故の教訓化 今後は、診療契約の一方の当事者である医療事故の被害者又はその家族等を講師として招き、被害者・家族の心情や苦勞、病院に寄せる期待や提言などについて、直接、患者の視点から学ぶ機会を設ける等の活動を行うことで、医療安全に向けた更なる充実が期待できると考えられる。		安全な医療を提供するため、医療安全管理委員会で運用方法等協議検討するとともに、年2回の研修を実施しており、医療事故等の情報を共有し、再発の防止につとめ、職員に啓発を行っております。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)
4		ii) 医療事故防止マニュアル 八尾市立病院では、医療事故防止の基本的な考え方、院内体制、職場単位での注意事項を定めた基本マニュアルを策定し、事故防止対策の指針として活用している。マニュアルそのものは、先進他事例を参考にしつつ策定され、時宜に応じた改定を行い、各職場についての指針を網羅するなど、特段の問題は発見されなかった。但し、職場単位で設置されたマニュアルの各職場での活用状況については改善の余地があると考えられる。八尾市立病院の看護部が独自実施した内部監査でも、マニュアルの遵守状況について、部署単位で差異があることが確認されている。せつかくのマニュアルが効果を発揮するよう、継続的な点検、改善活動が期待される。		引き続きマニュアルの定期的な改訂を行い、医療事故防止部会などから、改めて各部署にマニュアルの遵守や活用について指導しており、マニュアル遵守状況のチェック等で活用状況を確認しながら、各職場での活用を図っております。(措置済み)
5		iii) インシデント・アクシデントレポートの運用 多発インシデントは潜在的な事故リスクの高さを表すものであり、継続的な改善への取り組みが期待される。		各月のインシデント・アクシデントレポートは毎月の医療安全管理委員会に提出され、多発或いは増加のインシデント内容等について検討しており、今後も医療事故のない職場を目指し、継続的な改善の取組みを行なってまいります。(措置済み)
6		iv) 職員研修 看護部職員を中心に、医療安全に関する院内・院外の研修が行われている。但し、他職種職員の医療安全研修は、医療安全強化月間の全体研修のみであり、今後は、他職種・他部門の職員についても、医療安全に関する研修プログラムを整えていくことが望ま		医療安全に関する職員研修を継続する中で、様々な機会や色々な視点からの取り組みを各種職種にも広げて実施しており、院内の医療安全への意識向上を図っております。(措置済み)

			しいと考えられる。	
7			v)内部監査の実施 院内で独自にチェックシートと採点表を作成し、抜き打ち監査も実施するなどの創意工夫は評価できる。現在の監査対象は、病棟看護部門の「注射・点滴」のみであるが、今後は対象となる医療行為を拡大すること、対象部門も、病棟以外の部門や、看護部門以外の職種・部門へと広げていくことが期待される。	今後も内部監査を継続するとともに、医療安全管理委員会での議論などを通じ、内部監査の充実を図ってまいります。 また、平成19年度より、リスク部会を設置し、看護部門以外の部署に関してもリスク部会の委員がチェックを行なうように制度を改めました。(措置済み)
8			vi)日本医療機能評価機構の認定取得 八尾市立病院は、財団法人日本医療機能評価機構の認定取得を受けている。これは、医療安全対策のみを直接評価したものではないが、同機構の認定取得を得ることは、医療の質を含めた病院の管理体制が一定水準に達していることを認められたものと位置づけられており、全国で約9千件の病院のうち約2千件の病院が認定を取得している(平成18年8月現在)。認定更新時は、その都度審査が必要であるため、認定更新に向けた活動を通じて、院内管理体制の見直しも進むものと期待される。	平成21年度に日本医療機能評価機構の更新を予定しており、それを目指して院内管理体制の整備等の準備を行なっております。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)
9	(2)医療倫理面での取り組み		① 医療倫理委員会について ウ)医療倫理委員会の課題 ii)外部委員の選定に際して 委員会の実質的な機能にも懸念が持たれるため、早急に外部委員委嘱に着手するべきと考えられる。委嘱に際して、市民代表を公募する、医療と人権に詳しい弁護士派遣を弁護士会へと要請するなど、客観的な視点の導入を心がけることが望ましいと考えられる。	平成19年4月より医療倫理に精通した弁護士に委員を委嘱いたしました。(措置済み)
10			iii)委員会の開催状況について 委員会の開催状況を確認した所、以下の表のような状況であり、実質的な審議機能に懸念が持たれる状況であった。倫理委員会は、委員会設置趣旨である「倫理的観点から審議」する機能を果たすべく、委員会運営のあり方を見直すべきと考えられる。 <議事録並びにヒアリングから確認された結果> ・開催時期は不定期であり、審議案件が溜まった段階で開催されている。 ・1件当たりの審議時間は3~5分程度しかとられていない。 ・議事録では、審議案件の参考資料として、臨床試験実施要領等が大量に添付されているが、これら資料は委員会審議中の回覧資料であり、時間内では閲覧すら困難と思われる。 ・議事録では、「特に倫理的に拒否する理由はない。」という結論中心の記載に留まり、実質的な審議内容が確認できなかった。何をもちょうろ倫理的な可否を判断するかの基準が無く、審議内容や管理監督内容も不明であった。 ・各医師がどのように患者向けに説明を行っているか、という点について、委員会は監督・指導を行っていないとのことであった。	医療倫理委員会の開催については、4半期毎の第3火曜日定期開催することといたしました。 また、資料を事前に各委員へ配布するなど、改善を行ったことにより、実質的な審議の充実が図られ、委員会が活性化することとなりました。 各委員からの案件に対する活発な意見交換や指摘事項が増えた結果、1件あたりの審議時間は15~20分と大幅に増加し、指摘がなされた事項については修正案を再提出してもらい、各委員の持ち回り決裁の承認を経て、承認することとしました。 このように実質的な審議時間が増加した結果、議事録の記載も増加しております。 患者さん向けの説明等の配慮については、申請書にて「人権の擁護」・「被験者に理解を求め、同意を得る方法及び得るに際しての説明内容」・「研究によって生じる個人の不利益と医学上の利益または貢献度の予測」を明確に記載するよう変更し、患者さんへの倫理的配慮及び説明経過を明確にすることにより、説明文書とともに委員会にて審議できるように改善しました。 今後、承認した案件の管理については、ご指摘の内容を踏まえ実

		<p>・本委員会承認後の案件について、追跡状況が確認できなかった。例えば、条件付承認案件に対する事後検証、実施中の臨床試験中止に関する議論など、委員会は、承認後の試験についても、管理監督することが望ましいと考えられる。</p>	<p>施することとしました。 (措置済み)</p>
11		<p>iv) 倫理的配慮の周知について 「臨床研究に関する倫理指針」では、臨床研究機関の長(=病院長)の責務として、「倫理的配慮の周知」を挙げている(第 2-2)。八尾市立病院での取り組みを確認したところ、医師が学会参加時に倫理テーマを聴講するよう奨励するなど、自発的な取り組みに委ねるにとどまり、組織としての明確な取り組みが確認できなかった。上記のように委員会の実質的機能には懸念がもたれている。そこで、「倫理的配慮の周知」への取り組みとして、まずは、事務局及び倫理委員を対象に研修を実施すべきである。具体的には、弁護士会に、医療と人権に精通した弁護士の派遣を要請するなどの取り組みが考えられる。</p>	<p>医療倫理委員会の活性化を契機として、先ず、事務局及び倫理委員を対象に研修等を実施し、「倫理的配慮の周知」を図ってまいります。その後、医療従事者全員を対象に研修を実施するよう検討を行ってまいります。</p>
12		<p>② 診療情報開示判定委員会について イ) 課題ー開示手順の公開 開示手順は、八尾市の個人情報保護条例に準じているとのことであるが、一般市民から見て分かりづらいつ感じられた。患者利便性を考えるならば、診療情報開示手順について、ホームページや院内パンフレット等での説明を充実させることが望ましいと考えられる。</p>	<p>市のホームページの個人情報開示手続きの説明文中に、市立病院の診療情報を開示請求する場合は連絡をいただくよう記載を追加しました。さらに、病院のホームページへの掲載についても、検討してまいります。</p>
13	(3)「安全で親切的な医療」の更なる充実に向けて	<p>① 日常的な診療情報の開示・共有化へ セカンドオピニオンの普及や、昨今の医療事故報道を受けて、カルテ等の診療情報を知りたいというニーズは今後もますます高まるものと考えられる。患者からの正式な開示要請について対応することはもちろんであるが、理想的には、日々の診療の中で、患者やその家族が診療情報を把握し、病院に対する信頼を醸成していくことが重要であると考えられる。 特に、入院患者の高齢化や認知症に伴い、見舞いに来た家族が、その間の病状経過、使用薬剤、医師の説明内容等を患者本人から直接確認することに支障を伴うことを考えると、入院患者とその家族が病院との間で日々の診療情報の共有化を図ることは、ますます重要となる。 一方、病院サイドからみても、体調の変調や異常を訴えることに困難を伴う高齢患者や認知症患者については、細やかに患者を観察している付添家族が、患者の症状に関して看護記録の記載漏れがないかを確認することにより、いち早く危険徴候を把握することも可能となり、医療事故の防止にも有用といえる。 先進的な病院では、患者自身が電子カルテ端末から自身の診療情報を閲覧できるシステムを導入している事例もある。八尾市立病院においても、日々の診療の中で、医師が電子カルテ端末を見せながら患者に説明を行っているとのことである。将来的には、患者・家</p>	<p>入院患者には、入院時に治療計画書をお渡ししており、診療情報の提供と共有化につとめております。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>

		<p>族が外来を含む医療情報全般を日常的に閲覧できるサービスを提供することが望ましいと考えられるが、当面、入院患者やその家族が診療情報を気軽に入手でき、看護記録の記載漏れを申告できるような仕組み作りがなされると、病院と患者の間の信頼関係を強めるとともに、医療事故防止にも役立ち、より「安全で親切的な医療」へと近づくことと期待される。</p>	
14		<p>② 「安全で親切的な医療」についての情報発信</p> <p>「安全で親切的な医療」に対する市民の関心は高まっているため、これらの取り組みが充実していることを積極的に情報発信することにより、市民からの信頼性が増し、ひいては病院経営への波及効果も期待できると考えられる。そのような観点から、例えば、以下のような項目についても情報開示の検討ができると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療事故防止マニュアル(要旨) ・事故防止に向けた活動状況報告(リスク・マネジメント・ニュース等) ・インシデント等の発生状況 <p>他の自治体病院でも、これら情報をホームページ等で開示している事例が見られる。医療安全への取り組みは、病院経営にとって、消極的なリスク管理だけではなく積極的な信頼獲得にも活用できる時代になりつつあり、八尾市立病院においても検討の余地があると考えられる。</p>	<p>医療事故防止マニュアルやインシデントレポート、事故防止に向けた活動状況の報告等に関し、情報開示可能なものについて検討を行うと共に、具体的な公開方法についても検討を行ってまいります。</p>
15		<p>③ 患者アンケートを活用した取り組み</p> <p>病院では接遇改善のためにアンケートを活用する例が多く、八尾市立病院においても毎年のように患者アンケートを実施している。その中で「八尾市立病院を選んだ理由」という項目があるが「医療安全面で信頼できる」という選択肢を設けて、それが増えるよう取り組みを進められることも考えられる。アンケートなどの患者の視点に立った医療安全対策に取り組むことで、医療現場内での閉じた改善活動に終わらない医療安全対策推進が期待できると考えられる。</p> <p>八尾市は、潜在患者の約半数が市外へと流出する患者流出地域である。その背景には様々な要因があると考えられるが、八尾市内の医療需要に対しては、市内の医療機関で可能な範囲で、充足させることが望ましい。</p> <p>八尾市立病院の医療安全に関する取り組みが市民からの信頼を集め、患者数増加、ひいては八尾市民の市内での受診率上昇へとつながるよう、継続的かつ積極的な取り組みが期待される。</p>	<p>次回のアンケートからは項目を追加するよう検討を行ってまいります。また、地域の医療機関への本院の医療安全対策の取り組みを広報する等の検討も併せて行ってまいります。</p>

5. 中長期計画について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	企画運営課	(2)計画内容に関する検証	① 計画立案プロセスについて ア)医療現場との連携の不足 病院における中長期計画は、病院理念・基本方針から指向される中長期的な病院のあり方と、それを実現していく医療現場の活動計画であるべきであり、収支計画は、その財政的な反映として位置づけられるものと考えられる。従って、中長期計画は、病院長をはじめとする病院経営幹部と、病院運営を実務で担う各部門の共通認識に基づくものでなければならない。それゆえ中長期計画は、それを部門単位で実行する活動計画と一体のものでなければならないが、監査でヒアリングした範囲では、その具体化が乏しいと感じられた。	収支計画を策定する際には、各診療科部長と幹部とのヒアリングを行っており、今後も、策定予定している経営健全化計画においては、より具体的に各部門の活動計画との一体性を持たせ得る計画策定をまいります。
2			イ)事業構造変化の計画への反映不足 「財政収支試算」の基本的な計算枠組みは、新病院建設計画(平成15年8月)当時のものを下敷きにしている。その後、PFI事業によるコスト削減効果や、医療制度改革、診療科状況等が盛り込まれたとされているが、収益・費用構造変化の計画への反映が不足していると考えられる。これらは、新体制での運営開始後一定期間を経て始めてデータ蓄積を行えるという側面はあるものの、計画の基本路線が旧病院時代のものであり、見直しが必要な時期にさしかかっている点は、病院内外にて確認しておくべき点と考える。	財政収支試算については見直しをして、新たに経営健全化計画策定をまいります。
3			② 計画値の検証－収益 ア)患者数見通し i)入院患者数 八尾市立病院は二次医療・急性期医療中心の医療機関であるため、患者数として重要性が高いのは入院患者数である。「財政収支試算」では、平均在院日数を一定に保ちつつ、病床稼働率を上昇させることで入院患者数を増やす計画となっており、病床稼働率は、平成17年度実績83.8%から、平成22年度目標95%まで増加させる予定である(入院延べ患者数ベースでは、平成17年度実績116,228人から平成22年度目標131,800人まで13.4%増加)。この目標数字については、二つの課題がある。第一は、目標数値達成に向けた具体的な取り組みが見えないことである。上記で記したように、病院は診療科毎の縦割組織で運営されているため、全体の目標数値達成に向けては、診療科毎の取り組み計画がなければ、実効性を期待しづらい。また、患者が入院に至る経路は、外来、診療所等からの紹介、救急車搬送の3経路が主要なルートであるが、これらルート別に、どのような活動を行い、どのような数字を挙げていくのか、といった落とし込みも必要と考えられる。	経営健全化計画策定において、入院患者の分析・精査をして、病床利用率・患者数・達成方策を検討をまいります。

		<p>目標数字に関する課題の第二番目は、病床稼働率95%(平成22年度目標)という数字は、病床回転率の高い急性期病院としては、限界的な水準に達していると考えられる点である。患者希望を反映して、土日や盆・年末年始などには入院患者が減少する傾向にあるため、年間平均稼働率で95%を達成するためには、日常的には、ほぼフル稼働常態を保つ必要がある。この水準を達成するためには、市民向け広報、病診連携、救急受入推進といった患者数拡大施策だけでなく、午前退院・午後入院、混合病棟の推進などの病床管理体制等も整備していく必要があり、経営管理能力全般の底上げが必要と考えられる。病床稼働率95%を目標とするのであれば、これらの患者受け入れ体制構築にも、並行して取り組むことが必要であろう。</p>	
4		<p>ii) 外来患者数 外来患者数については、1日平均外来患者数は、平成17年度実績781人から、平成22年度目標755人まで、0.3%減少する計画となっている。これは、二次医療・急性期医療に医療資源を重点配置し、外来患者数は現状水準並みとする、という八尾市立病院の経営方針を反映しており、医療連携推進という国の方針に沿ったものとも言える注意すべき点は、外来患者数を現状水準並みで維持するとしても、中身の患者層については変えていく必要があるという点である。(i)に計画しているように入院患者数を伸ばすのであれば、患者層としては、入院へとつながるような、医療必要度の高い外来患者の割合を増やすことが重要となる。そのためには、地域医療機関との連携が鍵を握る。医療必要度の高い患者を積極的に紹介してもらおう一方、八尾市立病院での治療が終了した患者については、紹介元の地域医療機関へと逆紹介することで、全体としての外来患者数を増減させずに、八尾市立病院の本来機能である高度医療に専念することができる。 従って、外来患者数の計画進捗を管理する際には、外来患者の総数だけでなく、診療単価、紹介率・逆紹介率、入院へとつながる患者の割合、など多面的な分析が必要と考えられる。</p>	<p>経営健全化計画策定において、外来患者の分析・精査をして、地域医療連携のあり方などについて検討してまいります。</p>
5		<p>イ) 患者一人一日当たり収入の見通し i) 入院患者一人一日当たり収入(入院診療単価) 八尾市立病院の行為別収入の構造は、人員体制・設備等の充実を反映させた単価が高く、手術・検査等の診療から上がってくる単価が低めである、ということが確認できる。従って、患者単価上昇に向けて力を入れるべき方向性は、医療必要度の高い患者の割合を高めることと、それに伴う手術・検査など診療行為に関する収益を増加させることであると言えよう。 ただし、診療報酬は将来的にも低減傾向が想定される中、これら収益の上昇を図ることは容易ではない。このため、八尾市立病院の特徴、近隣競合との差異を意識しつつ、どういった患者層・疾患を中心に、単価上昇に結びつけるのか、といった診療科別の行動</p>	<p>経営健全化計画策定において、入院患者の分析・精査をして、単価上昇に結びつく診療科別の行動計画策定をしてまいります。</p>

		計画が必要と考えられる。	
6		ii) 外来患者一人一日当たり収入 今後の展望としては、病診連携の更なる推進によって、医療必要度の高い患者割合を高めること、その参照指標として、紹介率の動向を注視していくことが必要と考えられる。また、DPC適用に向けて検査等の外来化を推進する必要もあり、それら取り組みが進むにつれて、外来単価は徐々に上昇していくと期待される。	経営健全化計画策定において、外来患者の分析・精査をするとともに、DPC導入時の検査等の外来化を一層推進するなど、外来患者の診療単価のアップにつとめてまいります。
7		③ 計画値の検証－材料費 材料費は、診療材料費や医薬品費から構成されており、医業収益の増加に伴って、材料費支出も増加する変動費としての性格を持っている。その際、患者一人一日収入（以下、患者単価）が増加するにつれ、収益に占める材料費比率の割合が高くなる傾向にある。急性期病院の傾向として、患者単価が高くなるにつれ、単価中に占める手術収入や投薬収入の割合が高まり、それらの診療行為に必要となる診療材料費や医薬品費の支出も増加するからである。特に、八尾市立病院においては、患者単価上昇の中心として手術収入等を伸ばすことが求められており（上記②参照）、同規模病院との対比を見ても、材料費比率は増加余地が大きいと考えられる（下記表：同規模病院との比較、参照）。 そうした観点から見ると、入院患者単価で14.4%の増加（平成17年度37,177円から平成22年度42,514円）が計画されているにも関わらず、逆行する形で、材料費比率の低下を見込むのであれば、達成に向けた強力な施策が必要と考えられる。八尾市立病院では、このような材料費比率の低減をもたらすため、後発医薬品採用促進などに取り組むとされている。しかし、現段階での八尾市立病院の後発医薬品採用率は決して高くなかった。病院側では、後発医薬品の採用促進については、DPC導入を視野に入れつつ検討を進めているとのことであった。その際、材料費抑制策の柱として取り組むのであれば、採用率の数値目標、計画達成期限などの定量目標化を検討するべきと考えられる。もちろん、医療面への配慮から後発医薬品採用を数値目標化することへの議論は生じるであろう。その点も含めて、病院経営上、材料費抑制をどう考えるかの方針について、院内の合意形成が必要と考えられる。こうした面からも、中長期計画立案プロセスは、病院経営幹部と医療現場の共通認識に立つ必要性が確認できる。	経営健全化計画策定において、材料費の分析・精査をして、材料費比率の適正化をはかるとともに、後発医薬品の導入に向けて診療局や看護部等関係部署で協議をするとともに、それらの協議をもとに薬事委員会、経営健全化推進会議で目標設定を検討してまいります。
8		④ 計画値の検証－職員給与費 職員給与費についての課題は、以下の二点が挙げられる。 第一に、病院における職員数や職員給与費の計画は、患者数・医業収益等の業務量に応じて弾力的に運用される必要があるという点である。自治体病院は、地方公営企業であるため、予算・定数といった制約を受ける点は止むを得ないが、制度環境や地域医療需	経営健全化計画策定において、各部門の費用対収益を分析・精査して、職員の適正配置を検討してまいります。

		<p>給などの外部環境変化に対する迅速な対応は不可欠である。例えば、2年に一度改定される診療報酬制度は、配置職員数と診療報酬点数を連動させる場合がある。また、地域医療需要減退によって患者数の減少した診療科があれば、定数にこだわらない柔軟な運用が求められるであろう。</p> <p>課題の第二番目は、職員給与費は委託費とのバランスで見えていく必要があるという点である。八尾市立病院においては、PFI事業にて広範囲の業務委託を活用しており、内部の職員給与費としては計上されないが、外部委託業者への委託費として、少なからぬ人的コストが計上されている。</p>	
9		<p>⑤ 計画値の検証—経費</p> <p>「経費」を分析する際にポイントとなるのは、以下の四点である。</p> <p>第一は、「経費」という幅広い項目が存在するが、最も注目すべきなのは八尾医療PFI株式会社に対する委託費である。同項目は、経費のうち約8割を占める一方、内容が広範囲に渡り、他の経費項目に比べて判断しづらい。また、計画値も八尾医療PFI株式会社から提出された数字であり、八尾市立病院策定のものではないという要因もある。</p> <p>ポイントの第二は、この委託費は変動費的な要素が大きいという点である。委託費の中には、清掃委託や警備業務など固定費的な項目もあるが、検査委託・滅菌委託など業務量に応じて変化するものも多い。現在の計画値は、上記②で見た患者数(平成22年度には病床稼働率95%)を前提に計画されたものであるが、これらの想定業務量が上下すれば、委託料も上下する性質を持っている。また、その価格の適正性については、「自治体が自ら行うよりも効率的」であるか否かという点が重要な観点となる。従って、委託費については、計画対比での予算超過・予算枠内を議論するのではなく、VFM・財務分析等に基づいた、検証・対策が必要となってくる。</p> <p>ポイントの第三は、PFI向け委託費は内訳についての分析が必要という点である。例えば、現在の計画では、平成22年度にPFI向け委託費が急減する見込みとなっている(前年度対比187百万円、12.1%の減少)。その理由として、医療機器の入れ替えに伴い保守点検費用がかからない年度にあたるため、とのことであったが、「PFI事業者の立案した計画であり、企業秘密に属する」という理由で詳細確認はできなかった。外部向け公表の可否は別として、市職員側で計画内容を検証し、随時見直しを促すことが必要と考えられる。</p> <p>ポイントの第四は、委託費については、財務バランス上の適正水準に収まっているか否かという視点も重要なことである。委託範囲を増やすことによって、人件費が削減されているのであれば財務バランス上は問題無いとも言える。平成15年度から17年度にかけて、委託費は908百万円増加しており、要因としては、病院移転前後で建物面積が2.2倍になったことや、電子カルテシステム導入に伴う</p>	<p>経営健全化計画策定において、財務分析などを行い、業務要求水準を検証することにより、PFI事業における委託費の適正化を図ってまいります。また、医療機器の更新等については、院内の医療機器整備委員会とも連携し、更新計画を検証してまいります。</p>

		<p>保守委託料の増加、PFI事業に伴う委託業務範囲の拡大など様々な理由が推察される(委託費の内訳については、PFI事業者の企業秘密であるとして開示が得られなかった)。他方で、この間、事務員・労務員の人的コストは、113 百万円の減少にとどまっているため、両者を併せた費用額は 795 百万円の増加となっている。</p> <p>重要なのは、中長期計画における委託費の適正水準化であり、ここでは、以下の点を指摘しておく。</p> <p>i) 本来的には、増加した委託費を回収するべく、収益拡大を図ることが期待される。このため、収益計画は“努力目標”に留まらない、実現可能性や達成施策を伴ったものであることが望ましい。収益計画が“努力目標”であるならば、委託費等の削減についても“努力目標”を設定しておく必要があるが、それでは計画と現実の乖離が大きくなる懸念がある。</p> <p>ii) 委託費の適正水準化に際しては、医事・給食・検査など個々の委託業務毎の分析とコスト低減策の検討が望ましい。</p> <p>iii) その際、該当する委託項目について、委託費だけを見るのではなく、委託に伴って削減可能な人件費、材料費などの総額が、そこから得られる収益や便益に見合った水準となっているか、という視点が必要である。すなわち、項目毎の原価計算実施が望ましい。</p>	
10		<p>⑥ 計画値の検証－減価償却費</p> <p>減価償却費を見る際には、以下の点がポイントとなる。</p> <p>第一に、建物等の減価償却費は、削減困難な固定費として、長期間に渡り病院損益を圧迫していくであろうこと。第二に、医療機器の更新投資は不透明要素であり、更新が集中する平成22年度を前に、具体的な検討を積み重ねていく必要がある、という点である。注意が必要なのは、計画における医療機器の更新投資額は、八尾医療PFI株式会社の計画に基づいているが、その前提となる計画は、新病院建設計画(平成15年8月)であり、新病院移転後の診療科体制・収益費用構造・環境変化を折り込んだものとなっていない点である。更に、投資額の前提となる業務量は、目標病床稼働率95%を前提にしている点も、他の費目同様に注意すべき点である。従って、実際の投資案件検討に際しては、環境変化に併せた個別具体的な分析・検討が必要である。</p>	<p>経営健全化計画策定において、医療機器の更新等について業務量などを精査する中で、検討してまいります。</p>
11		<p>⑦ 計画値の検証－医業外損益、特別損益</p> <p>旧病院の跡地は、八尾市立病院の資産として、病院事業会計の貸借対照表に計上されており、簿価は約22億円である。旧病院跡地の今後の活用方針については、現在、市内部で検討中であるが、活用方針が決定した時点で、必要に応じて中長期計画へ反映させることが望ましい。</p>	<p>旧病院跡地については、平成18年度に一般会計への有償による所管替えを行ったところであり、これに伴う収入については、経営健全化計画に反映させてまいります。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>

12	(3) 今後の課題	<p>① 体系的な計画立案の必要性 現行の中長期計画は、財政収支の「試算」として位置づけられている。従って、中長期計画のあるべき姿である、「理想と現実の格差を克服するための行動計画」としての機能が弱い。この点を改善するためには、体系だった中長期計画を立案していくことが望ましい。</p> <p>ア) 現状分析 中長期計画立案に際しては、八尾市立病院を取り巻く内外の環境についての現状把握を出発点とする必要がある。具体的には、以下のような項目が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療需要動向、他医療機関動向などの分析、八尾市立病院の得意分野を踏まえたポジショニング、診療報酬制度など将来の制度環境への対応課題など。 ・財務分析、生産性・効率性分析、診療科別損益分析など。 ・職員モチベーション、部門別課題、業務プロセス上の課題など。 <p>イ) 病院理念・あり方との整合性 現状分析と並行して、病院理念やあり方から得られる将来の方向性についての再確認も必要である。それは開設者や関係機関、病院経営幹部の想定する方向性といった要素を盛り込みつつ、現状と理想のギャップを明らかにする過程でもある。現状分析を伴わない理想だけでは現実から乖離するが、関係者の方向性を反映していない計画は、実効的な成果を挙げる可能性が低く、両者は計画立案の前提条件と言える。</p> <p>ウ) 中長期計画の策定 ア)、イ) から得られた課題を、優先順位に基づいて行動計画へと落とし込んだものが中長期計画である。大切なのは、優先順位づけられた行動計画であること、達成に向けた数値目標、期限目標などが盛り込まれたものであることである。なお、中長期計画の財務数値を反映させたものが収支計画である。収支計画は、計画策定後は数値目標となるものの、数字合わせが先行しないように注意が必要である。</p> <p>エ) 部門別計画・アクションプランとの連携 最後に重要なのが、病院全体の中長期計画と一体を成すものとして、部門別計画・アクションプランを策定することである。病院組織は、高度に専門化された職能集団から構成されているため、全体計画だけでは、各自が取り組むべき行動が分かりづらい。そこで、病院全体の中長期計画を落とし込んだ部門別計画を策定することで、各職員別の活動にリンクした計画遂行活動が展開できると考えられる。八尾市立病院では、既に部門別計画を策定しているとされるが、同院の場合、八尾医療PFI株式会社との連携も重要であるため、中長期の部門別計画も、両者一体となって策定されることが望まれる。</p>	<p>国の医療制度や公立病院の改革の動きが進む一方、医師の充足の見通しも不透明な状況から、長期的な経営計画の策定は難しいと思われませんが、現下の状況の中で、公立病院としての使命を果たしながら経営を維持できる財政基盤の確立に向け、経営健全化への取り組みを通じ、診療科別・部門別の課題の分析と改善策の検討、及びこれらに基づく収支改善目標及び行動計画の策定を進めてまいります。</p>
----	-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>② 計画遂行体制について 計画は立案することが目的ではなく、行動していくための指針となるべきものである。計画遂行に際しては、組織体制の整備や組織風土の変革が必要であり、その過程自体が組織を強化していくことにもつながる。計画遂行に際しては、以下のような行動様式、組織体制が望ましい。</p> <p>ア)PDCAサイクルの確立 計画は病院経営遂行の上での目標であり指針となるものであるが、ひとたび計画が動き出すや否や現実との乖離が生じることが避けられない。計画と現実が乖離する要因は、外部環境変化の場合もあれば、病院自身の内部要因の場合もある。このため、中長期計画については定期的な見直しを行いつつ、計画と現実のズレの要因を分析・検証し、活動方針修正・計画変更などの対策を施す必要がある。これが Plan-Do-Check-Action のサイクル(=PDCAサイクル)と呼ばれるものであり、八尾市立病院においても、PDCAサイクルの確立により、計画と実行の好循環を構築することが期待される。</p> <p>イ)経営管理体制の整備 中長期計画などの経営改善に際しては、上記のPDCAサイクルを追求する専門のプロジェクトチーム・委員会を設置して、目標管理・軌道修正を行うことが重要である。八尾市立病院では、市立病院行財政改革(経営健全化)推進会議が設置され、経営改善を集中的に取り扱う部門として期待されている(平成18年8月から活動開始)。他方で、経営管理を支える事務職員の配置体制についても、検討が必要である。八尾市立病院の事務職員は数年の在職期間で人事異動となって、八尾市立病院から離れてしまうからである。病院経営は専門知識が必要であり、市職員が本来の能力を発揮するには一定期間の勤務経験に基づいたノウハウ蓄積が必要である。また、病院職員の大多数を占める医療職からの信頼を得るためにも、事務職員の頻繁な異動は望ましくない。PFI事業に対するモニタリング精度向上のためにも、病院事業、委託事業に精通した市職員も欠かせない。こうした観点からも、経営管理・事務管理を扱う職員については、在任期間長期化、専門職員の採用といった検討が必要と考えられる。</p>	<p>経営健全化計画については、平成20年度以降も経営健全化推進会議により継続的に進行状況を検証しながら、新たな改善策について検討してまいります。</p> <p>事務局の職員については、スキルアップをはかり、人材育成に努めてまいります。</p>
		<p>③ 将来のあり方の検討 中長期計画の立案・改善活動と並行して、八尾市立病院そのものに対する将来的なあり方の検討が必要である。あり方の検討は病院の根本理念にかかわるものであるため、病院にかかわる多数の関係者の意見を調整しつつ、時間をかけて進めるべきテーマと考えられる。具体的には、以下のような項目が必要と考えられる。</p> <p>ア)将来のあり方の検討 ここでは、八尾市立病院の位置づけ、果たすべき役割、民間との分担・連携といったグランドデザインを描くことが求められる。そのた</p>	<p>当面は、公的病院として市民の信頼に応えるべく、経営健全化のための内部努力の成果を検証しながら、運営形態を検討してまいります。また市立病院の将来のあり方については、医療制度改革や公立病院の改革に関する今後の国の動向、及びこれらを反映した地域の医療政策、近隣の自治体・民間病院の動向などを勘案しながら、診療機能・経営形態・運営体制等々、各方面の意見を聞きつつ検討を進めてまいります。</p>

		<p>めの基礎データは、八尾市立病院自身の現状分析が出发点となるが、それ以外にも、地域医療、救急体制、介護福祉との連携といった様々な課題を整理し、八尾市民が運営する自治体病院は、いかなる病院であるべきか、という観点からの議論が必要となる。</p> <p>イ)運営形態の検討</p> <p>将来のあり方が定まると、それをいかにして達成していくか、という手段についての検討が必要になる。自治体病院を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、病院としての自律的・弾力的な経営ができる体制を整えることが望ましい。具体的には、経営に関する広範な権限を有する経営監の設置や、地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人等の検討が必要となると考えられる。</p> <p>八尾市立病院がPFI事業を導入し、効率的経営に向けて取り組んでいる点は評価できる。ただし、PFI事業は、病院の業務のうち、管理運営業務を担っているに過ぎず、病院事業全体に及ぼす影響は限定的である。PFI事業とこれら運営形態とは両立可能なものであり、PFI事業での取り組みを進めながら、運営形態の検討を進めることは問題ないと考えられる。</p> <p>ウ)検討会設置について</p> <p>以上のような検討は、もちろん、八尾市立病院単独で進められるテーマではない。八尾市立病院を取り巻く、幅広い関係者の意見集約が必要と考えられる。現在、議会には病院事業運営特別委員会が、庁内にも病院事業運営検討会が設置されているが、地域医療関係の代表者、市民代表・有識者などを交えた検討会設置も有意義と考えられる。</p> <p>繰り返しになるが、自治体病院をめぐる環境はますます厳しくなっている。財政的な環境だけでなく、医師確保・政策医療遂行といった市民向け医療サービスの提供維持も困難を増しており、自治体病院の存在意義すら問われかねない時代になりつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八尾市立病院で果たすべき医療機能 ・望ましい運営形態 ・八尾市としての財政負担の考え方 <p>など、さまざまな点についての議論活性化を通じて、真に市民支持に基づいた、八尾市立病院運営が達成されることが期待される。</p>	
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

6. 診療報酬請求事務

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H19.7.20までの措置の内容と改善の方針
1	企画運営課	(2) 診療報酬請求精度調査	診療録への記載の不備はレセプト上からは判断できないため、直ちに減点もしくはレセプトの不備として返戻されるものではない。しかし、八尾市立病院は保険医療機関であり、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定については、医療診療報酬点数表に従わなければならない。医療診療報酬点数表に記載が要求されているものが不備のまま請求されることがないように、カルテ記載を徹底すべきである。	監査報告書にも記載して頂いているように、「現在は、医事部門の指導により、カルテに記載がある形式的な要件を満たしているものの割合については、PFIがレセプトの制度調査を実施したときに比べ大幅に改善されて」おります。 その後も、カルテ記載については、追跡調査を継続して実施しており、担当医師別に記載状況等について診療報酬委員会及び各診療科所属長に対して報告を行っております。(措置済み)
		(3) 医薬品及び診療材料の使用数量と保険請求数量の照合	① 医薬品 八尾市立病院は、原則として全部の医薬品について、月々の使用数量と保険請求数量を照合し、差異があった場合の原因を追及することとしているが、実情として実施できているのは、医薬品のうち注射薬剤の金額的重要性の高い 70 品目のみであり、その他の品目についての照合は実施されていない。 そこで、その他の品目のうち麻薬 3 品目をサンプル抽出し、平成 18 年 6 月分の使用数量合計と保険請求数量の照合を実施した。その結果、当該麻薬 3 品目の当該月の処方は全部で 297 件あったが、そのうちの 2 品目の 2 件について医事請求処理に問題があったことがわかった。これらは 2 件とも、当初、医師のオーダー入力に基づき薬剤部から数日分が一旦病棟に払い出され、後日、未使用分が病棟から薬剤部に返却されたにも関わらず、その返却が医事部門に連絡されていなかったために、修正入力されずに当初のオーダーのまま保険請求されたため、診療報酬が過大請求となったものである。 八尾市立病院では、一旦払い出された麻薬を返却するときは、病棟の看護師が麻薬を薬剤部へ返却し、その際に「麻薬処方せん施用票」を使用してこれに両者が押印することで麻薬の受渡しの確認を行っている。また、同時に「中止処方せん」が病棟から医事部門へ回付され、それにより医事部門でオーダーの修正入力を行うことにより適切に請求がなされる手続となっているが、このときは、この「中止処方せん」が病棟から医事部門へ回付されていなかったとのことである。医事部門への連絡は、病棟からの「中止処方せん」の回付のみで、医事部門が休日で不在の場合、翌平日に回付されるべき「中止処方せん」の回付が漏れる可能性があり、規定の連絡票や記録簿等はないため、実際に連絡がなされたかどうかの確認はできない状態である。今回発見された請求過剰は、2 件とも休日に麻薬の返却が発生したものであり、例外であるとの説明を受けたが、返却に関する業務手続を周知徹底するとともに、その業務が適切に行われたことを書類上でも確認できるように整備すべきであ	現在では、返却手続きについては、監査報告書に記載されているように「薬剤部から看護師に対し『中止処方箋』による連絡を医事部門に必ず行う」ように事務手続きを改善いたしました。 また、医薬品の使用数量と保険請求数量の照合につきまして、照合する医薬品の種類については、照合の実施の可能性やコストを考慮しながら、10品目増やして80品目について、医薬品の管理及び保険請求の正確性を確保できるよう改善を行いました。(措置済み)

		<p>る。</p> <p>なお、八尾市立病院は、現在では薬剤部から看護師に対し「中止処方せん」による連絡を医事部門に必ず行うよう指示して誤請求の防止に努めているとのことである。</p> <p>また、現在は、注射薬剤70品目についてのみ、使用数量と保険請求数量との照合がなされているが、八尾市立病院では、平成18年3月31日現在で1,194品目の医薬品を取扱っており、注射薬剤70品目以外に1,124品目が存在する。今回サンプル調査した麻薬など金額的重要性のあるものもあり、使用数量と保険請求数量の照合の目的の達成には不十分であるとする。照合の実施可能性やコストを考慮した上で、照合を実施する医薬品の種類を増加させていく必要がある。</p>	
2		<p>② 診療材料</p> <p>八尾市立病院では、原則として、診療材料の全品目について、八尾医療PFI株式会社が月々の使用数量と保険請求数量の照合を実施しているとのことであったが、照合による差異の有無や差異があった場合の分析結果は八尾市立病院に報告されていなかった。</p> <p>そこで、八尾医療PFI株式会社の請求書より、保険請求できる診療材料のうち6品目をサンプルリングし、平成18年1月から3月の3ヶ月間の使用数量と保険請求数量を照合した結果、1品目について差異があった。その差異の原因調査を八尾市立病院に依頼したところ、医事請求における品目誤りであったが、その誤りの原因は、販売業者から送付された使用物品報告書の医事請求コードの記載が誤っており、医事部門における医事会計システムへそのまま誤ったコードが入力されたことより、別品目の診療材料の使用として保険請求されたためであった。この請求誤りにより保険請求額が不足していた。</p> <p>診療材料の容器に貼付されているシールの医事請求コードまたは業者から送付される使用物品報告書上の医事請求コードが誤っているかどうかの事前チェックは困難であることから、使用数量と保険請求数量の照合をレセプト請求前に実施し、差異があった場合の原因調査の結果をレセプトに反映できるようにする必要がある。また、照合による差異の有無及び差異があった場合の原因分析結果について、八尾市立病院はその報告を受ける必要がある。</p>	<p>レセプト請求までの限られた時間内での照合の実施可能性やコストを考慮し、総費用の約7割を占める70品目について保険請求数量の把握を行い、その保険請求数量と払出件数との照合を実施するようにし、差異があった場合には、原因調査の結果をレセプトに反映させ、また、その調査報告を行うよう改善を図りました。</p> <p>また、残りの総費用3割分については品目数が非常に多いため、順次対象品目を増加させながら、請求後にレセプトの請求件数と払出件数のチェックを行い、差異の原因調査により請求漏れや過剰請求が判明した場合は、速やかに請求済みレセプトの返戻依頼を行い、内容を修正し再請求を行うようにいたしました。(措置済み)</p>

7. 未収金管理

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H19.7.20までの措置の内容と改善の方針
1	企画運営課	(4)未収金残高	平成17年度末の未収金残高のうち、医業未収金について、企画経理係の残高試算表の金額と医事管理係の未収金管理簿の残高を照合した結果、1,137千円の差異があった。この差異の原因について、八尾市立病院に調査を依頼したところ、過去における診療報酬の査定等による金額修正などが影響している可能性があるとのことであるが、現時点では原因は特定されていない。この不明差額について、早急に原因分析を行い、今後適切な事務処理を行うべきである。	原因は、旧病院では銀行の窓口を設置しておりましたが、新病院になって銀行の窓口がなくなったため、自動精算機及び会計窓口の担当者が収納事務を行い、毎日午後5時に医事担当が集計して金庫に保管し、翌日の午後4時に銀行へ入金する事務処理に変更いたしました。このため、収納された金額は収納のあった日は銀行に入金しておりませんので、医事では当日は未収金管理簿に未収金として記載し、翌日、銀行に収入しておりました。しかしながら企画経理係では、従前通り、患者さんに領収書を発行しておりますので、収納された日の収入として取り扱い、経理上、未収金としては処理しておりませんでした。このため、未収金額に1日のずれが生じたものです。 原因を分析した結果、収納日で処理する方が適切なため、取り扱いを企画経理係の方に統一し是正いたしました。(措置済み)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	企画運営課	(2)未収金回収管理	モニタリング項目として、八尾医療PFI株式会社の回収努力の結果を評価する定量的な判断基準はない。八尾医療PFI株式会社から大口個別の滞留や回収状況などのデータを八尾市立病院に提出されているとのことであるが、八尾市立病院によるそのデータの確認や分析などは、随時にしか実施していないとのことである。未収金の回収に対するインセンティブ向上のためには、回収率等について他病院との比較などによる目標値を定めるなど、回収努力の結果が評価されるようなモニタリングの体制を構築するべきである。	他病院との比較につきましては、病院規模、診療科の違いや救急の実施の有無、或いは地域性などで条件が異なり、客観的な比較による目標値の設定は難しいと考えられます。 現在、回収金額の絶対額や、医業収益に対する回収率等の結果に対して、決算時点において、一定の評価を行うモニタリングを実施しております。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)
2		(3)滞留未収金の会計処理	八尾市立病院は、平成16年度までは未収金を公的債権として、5年経過後入金のないものについて不納欠損処理をしてきたが、平成17年11月2日の最高裁判例で公立病院の診療債権が民法上の債権とされたことを受け、平成17年度から、5年経過した未収金の不納欠損処理を実施していない。民法上の債権の消滅時効は3年であるが、相手方の主張により時効となるものであり、主張がなければ債権が存在するため、不納欠損処理が実施できないというものである。 しかし、平成17年度における一年超滞留未収金の回収率は、下記の表のとおり、非常に低く、また、過年度になればなるほど低くなっており、全額回収は到底困難と考えられる。資産の実在性の観点から、滞留未収金について、債務者の支払能力等の回収見込みに照らし、回収の見込めない債権については、一定の方針に基づき、会計上は貸倒処理をし、債権については簿外管理にするなどの方法を探るべきである。	府下の他の公立病院でも、その多くがご指摘にある処理方法を取っており、それらをふまえて、19年3月議会の18年度補正予算において、5年を経過した11年度及び12年度の債権について、簿外管理に移しました。(措置済み)

8. 材料費及びたな卸資産

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H19.7.20までの措置の内容と改善の方針
1	企画運営課	(5)支払手続	<p>支払にあたっては、金額及び債務が確定していることを確認の上、手続きを行う必要がある(八尾市立病院会計規則第 36 条、第 37 条)。医薬品、診療材料費の金額は、単価と数量によって算出されるため、金額の妥当性を検証するにあたっては決められた単価により請求がなされていることのほか、数量の妥当性についても確認しなければならない。また、債務は検収によって確定する。八尾市立病院では、検収業務を八尾医療PFI株式会社に委託しているため、八尾医療PFI株式会社が検収を行い、発行した請求書の価格と金額を確認して支払手続を行っている。この場合、八尾市立病院は、委託した検収業務が適正に執行されているか否かを、モニタリングすることが必要である。例えば、八尾医療PFI株式会社からの請求データと納品書の数量の確認を、抜き打ちチェックするなどが必要である。</p> <p>この点について確認したところ、平成 16 年度についてはPFI事業が開始したところであり、八尾医療PFI株式会社からの請求が誤っている可能性もあることから、八尾医療PFI株式会社からの請求について卸業者の納品書と突合し、内容及び数量について誤りがないか確認したとのことであった。</p> <p>しかし、平成 17 年度及び平成 18 年度に入ってから、八尾医療PFI株式会社からの請求について卸業者の納品書と突合は行っておらず、八尾医療PFI株式会社からの請求書に記載されている価格と金額のみ確認し、支払手続を行っている。しかし、平成 16 年度では請求書上、返品数量が反映されないなど、八尾医療PFI株式会社の確認誤りが多数あったとのことである。平成 17 年度以降そのような誤りが起こっていないとは言えず、何らかの確認等が必要と思われる。</p> <p>平成17年度以降、抜き打ちチェック等の検収業務に関するモニタリングを行わず、数量の妥当性確認が行われていない状況は、八尾市立病院としての債務の確認を要請している八尾市立病院会計規則(第36条、第37条)に従っているとは言えない。</p>	<p>PFI事業においては、各事業者はSPCを通じて病院に請求し、病院の支払は各事業者ではなくSPCを通じて行う仕組みとなっております。このため、各事業者の請求内容をチェックするのはSPCの役割となっております。</p> <p>そのためには、SPCの経理が適切に行われていることが前提となりますので、契約によってSPCに対して会計監査を受け、監査報告書の写しを病院に提出することを義務づけております。このようにして、病院が行うより、より高精度に検査を行ない得る監査法人によって、毎年度、SPCが適正な会計処理を行っていることを確認しております。</p> <p>このようにして、病院はSPCの財務処理業務に誤りがないことを確認するとともに、合わせて、SPCによる請求書と納品書との照合業務に対して、病院職員が随時モニタリングにより確認を行うことで、会計規則に従った業務の遂行を行っております。(措置済み)</p>

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	企画運営課	(2) 診療材料の採用規程等について	<p>医薬品については薬事委員会において、診療材料については診療材料委員会において採用、取消等にかかる事項を決定することとなっている。医薬品については「薬事委員会医薬品採用規程」を設け、医薬品の採用等の具体的手続を定めている。また「医薬品の採用基準について」において、八尾市立病院が採用する医薬品の基準を定めている。</p> <p>診療材料については、医薬品において設けられている「採用規程」や「採用基準」が作成されておらず、診療材料の採用にあたっての採用基準が明文化されていない。</p> <p>診療材料についても医薬品同様「採用規程」及び「採用基準」を設け、八尾市立病院における診療材料の採用にあたっての手続及び採用基準を明らかにするとともに、これに沿った運用をすることが望まれる。</p>	<p>平成16年度より診療材料検討委員会を発足させ、委員会にて診療材料採用までの手続きや基本的な取り決めを行いました。また、採用基準については、平成19年3月に制定いたしました。(措置済み)</p>
2		(3) 価格決定	<p>医薬品(麻薬、血液等八尾市立病院で直接購入している一部医薬品を除く)及び診療材料は八尾医療PFI株式会社の協力会社から納入することとなっている。価格の妥当性を確認するため、八尾市立病院では、医薬品については全国自治体病院共済会が実施する医薬品値引率(この値引率は薬価に対し購入価格がどれだけ割り引かれるかを指す。値引率が高いほど購入価格は低い)調査や近隣病院における価格の独自調査結果を、診療材料については八尾医療PFI株式会社が実施した値引率調査を参考にし、平均よりは高い値引率となるよう八尾医療PFI株式会社と交渉を行い、八尾医療PFI株式会社の協力会社から納入する医薬品及び診療材料の価格を決定している。</p> <p>しかし、これについて次のような問題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国自治体病院共済会が実施する医薬品値引率調査は1病院が購入する医薬品における平均値引率の調査であり、医薬品ごとの値引率を表すものでない。八尾市立病院が使用する医薬品の構成や購入数量が異なれば、同一品目間の値引率は異なる可能性がある。 ・診療材料の価格決定にあたって参考にしているのは八尾医療PFI株式会社が実施した値引率の調査資料であり、データの客観性が十分ではない。 <p>八尾医療PFI株式会社との契約においては、性能発注が原則である。しかし、医薬品、診療材料の購入については、業務要求水準において「購入単価の適正化を図ること」という文言にとどまっておらず、性能が明確と言えない状況であった。客観的な指標を用いて期待する水準を明らかにしておくことで、値引率データの比較可能性や客観性を問題にすることもなく、期待する成果を得ることができる。</p>	<p>薬剤につきましては、全国自治体病院共済会が比較している値引率のデータは、個々の品目レベルでは値引率が異なることはありますが、病院ごとの全薬剤購入分についての値引率であり、病院全体としての購入価格の客観的な指標になるものと考えております。</p> <p>また、診療材料につきましては、SPCを通じて納入事業者が他病院に納入している実績価格を指標としており、客観性は確保されているものと考えております。</p> <p>これらの客観的な指標をもとに、病院として薬価や診療材料の価格の変動もふまえながら、適正な価格の決定につとめているところであります。</p> <p>さらに、平成19年度よりは、物品調達協力企業が診療材料検討委員会に参加し、切り替えを含めた包括的な削減策(特に整形外科インプラント・循環器科カテーテル等の高額材料)も提案しており、今後とも協力企業と連携して、費用削減に取り組んでまいります。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>

			期待する水準を明らかにした上で、これが得られないようであれば、八尾市立病院が医薬品、診療材料の独自調達を行うことも検討すべきである。	
3	(4) 検収	<p>医薬品の発注及び検収業務は、八尾医療PFI株式会社に委託しており、実際の業務は八尾医療PFI株式会社の協力会社が実施しているが、八尾市立病院は八尾医療PFI株式会社に委託している検収業務が適切に行われているかどうかのモニタリングを実施していない。</p> <p>検収業務を委託するのであれば、病院職員が医薬品の未納状況を確認する、検収作業が適切に行われていることを抜き打ちによりチェックするなど、モニタリングの仕組みを構築する必要がある。</p>	<p>PFI事業においては、実施企業や協力企業が行う検収業務が適切に行われているかを確認することはSPCの業務となっております。このため、SPCは協力企業等に対してセルフモニタリングを実施し、その結果報告書を、病院が事業評価部会で検証するとともに、病院職員が随時モニタリングで、医薬品の在庫と医事システムによる医薬品の使用量に基づくチェックを行ない、未納状況の確認を行っており、検収業務を検証するモニタリングの仕組みは構築されております。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>	
4	(6) たな卸資産の計上	<p>医薬品については年度末に実地たな卸を実施し、貸借対照表上たな卸資産として資産計上しているが、パッケージ開封後の医薬品(以下バラ在庫という)のうち、注射薬、麻薬及び旧病院から引き継いだ在庫を除き、病棟や調剤室等で保管しているバラ在庫についてはたな卸資産として計上していない。これは、注射薬や麻薬についてはバラ在庫であっても重要性や単価が高いためたな卸資産として計上するが、その他のバラ在庫については金額が小さく数も多いため、業務の効率化のため実地たな卸は実施せず、たな卸資産として計上していないとのことであった。</p> <p>たな卸資産として計上しないバラ在庫の在庫理論値を確認したところ、平成17年度末で6,336千円であった。</p> <p>平成17年度末における医薬品在庫金額は上記のバラ在庫理論値額も含め全体で40,239千円であり、全体の15.7%を占めている。</p> <p>医薬品の中には単価が数円のものもあり、全てについてたな卸資産として計上するのは現実的でないかもしれないが、一方で、在庫の正確な数量が把握されていないと減耗や医療費請求漏れの正確な状況がつかめないという問題がある。</p> <p>医薬品の質的、金額的重要性を勘案しながら、たな卸資産として計上する範囲の拡大を検討することが望まれる。</p>	<p>平成18年度末に全ての医薬品のたな卸を行い、資産計上を行いました。(措置済み)</p>	

9. 医療機器等

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H19.7.20までの措置の内容と改善の方針
1	企画運営課	(2)固定資産管理	<p>八尾市立病院会計規則第 95 条により、毎事業年度少なくとも 1 回固定資産台帳と固定資産を实地に照合しなければならないとされている。また、八尾市財務規則第 180 条により、備品には備品整理票を貼付するなどの方法により備品番号等を表示しなければならないとされている。</p> <p>そこで、これらの規定どおりに現物管理が適切に行われているかを検証するため、企画経理係の固定資産台帳より医療機器 4 件、リース機器一覧表よりリース機器 4 件を抽出し、現物確認を実施した。なお、抽出した 4 件の医療機器のうち 2 件については固定資産台帳上一式として計上されていたため、その内訳明細を入手し、その明細より、それぞれ 3 件及び 4 件を抽出して現物確認を実施した。</p> <p>現物確認の結果、現物はすべて確認できたが、医療機器 3 件につき、備品整理票が貼付されておらず、また、医療機器 1 件については貼付されている備品整理票の番号と八尾医療PFI株式会社の備品リストの備品整理番号とが一致していなかった。また、抽出した機器以外にも備品整理票が貼付されていないものもあり、適切な現物管理が実施されていない状況であった。</p> <p>八尾市立病院では、固定資産の現物管理について八尾医療PFI株式会社に任せている状態であるが、現物管理に関する役割分担についての明確な規定等はなく、また、八尾市立病院の八尾医療PFI株式会社の現物管理に対するモニタリングも十分に実施されていないかった。</p> <p>八尾市立病院と八尾医療PFI株式会社の業務分担を規定上明確にしたうえで、八尾医療PFI株式会社の現物管理の実施状況に対する十分なモニタリング体制を構築すべきである。</p> <p>なお、八尾市立病院は今回の監査の過程での指摘を受けて、八尾医療PFI株式会社に対し、現物管理の指導を行っているとのことである。</p>	<p>今回の監査結果を受け、改めて機器と整理票の再点検を実施いたしました。</p> <p>物品管理の分担に関しては、PFI業務の「設備維持管理業務」で備品の管理を、「医療機器の整備管理業務」で医療機器の管理を、また、「総合医療情報システムの運営・保守管理業務」で情報機器の管理を実施しております。</p> <p>購入から廃棄までの役割分担については、改めて役割分担を明記したルールを作成中です。また備品の管理については、今年度の作業計画を作成し、業務を進めております。</p> <p>双方の役割を明確にすると共に、SPCによるセルフモニタリングの強化を求め、併せて病院側によるモニタリングを行ってまいります。</p>

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	企画運営課	(3)高額医療検査機器稼働状況	<p>高額医療検査機器については、新病院開院時に、導入することが前提とされていたもので、稼働見込み等や採算を考慮して購入されたものではないとのことであるが、予約枠数以上の稼働のあるものもあるが、相当低いものもあり、また、血管造影撮影(アンギオ)やX線テレビシステムは、その診療報酬も低い結果となっている。これらの検査は医師により実施される検査や治療であるため、枠が空いていても空きの医師がいない場合は実施できないことも稼働率が低い原因とのことである。また、検査機器については、その後の診療や手術等を前提として実施されるものであるため、検査コストだけで判断すべきものではなく、原価計算を基にした投資回収計算を行う必要のあるものであるとはいえる。更に、高額医療検査機器は政策医療のために不可欠で採算性を追求するものでないものもあることから、その必要性については一定の理解はできるが、今後、このような高額医療機器の導入にあたっては、医師数や検査室数も考慮した稼働見込み等から投資回収計算による採算性も考慮したうえで、その必要性の有無を検討し、導入するかどうかの意思決定をするべきである。</p> <p>また、病院全体の意思決定として機器購入を決定した以上は、これら高額医療機器の採算性について、厳密な現状分析を実施し、採算の悪い機器等については、病院全体として、広報活動、地域の医療機関との連携などによる稼働率向上に向けた努力をすべきである。</p>	<p>高額医療機器の導入にあたっては、医療機器整備委員会において、採算性と必要性、緊急性等を総合的に検討する中で、整備計画を策定いたしております。</p> <p>稼働率の向上に向けては、平成19年8月より毎週土曜日の午後に地域医療機関向けの枠を設けてCT検査の実施を開始するとともに、地域医療連携を通じて、PRやホームページでの広報を行ない、患者の確保につとめており、今後とも、さらなる稼働率の向上に向けた取り組みを行ってまいります。(措置済み)</p>

10. 人件費

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所 管 課	項 目	監査の結果(要旨)	H19.7.20までの措置の内容と改善の方針
1	企画運営課	(2)手当の所属長の承認	<p>手当については通常、月末に各個人が1ヶ月の超過勤務等の実績報告書を作成し、所属長が承認の上、人事係が支払手続を行うこととなっている。</p> <p>手当の支給手続が適切に行われているかを確認するため、平成18年3月に支給された手当について実績報告書を確認したところ、実績報告書の作成や所属長の承認に不備があるものが見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外手術・分娩手当(超過勤務手当) <p>実施者本人からの申請でなく、手術室(分娩については産婦人科)職員が、時間外手術、分娩の状況を調べ、実績報告書を作成している。作成者の記名なく、所属長の承認印はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線取扱手当(特殊勤務手当) <p>実施者本人からの申請でなく、実施者が所属する部署の一職員</p>	<p>八尾市立病院会計規則第37条の債務の確定要件を一層確実なものとするため、時間外手術・分娩手当(超過勤務手当、医師のみ)、放射線取扱手当の実績報告書については、平成19年1月勤務分から、それぞれ所属長の「承認印」を得るように改善を行いました。なお、作成者の記名についても、早急に改善するよう検討しております。</p>

			<p>が、所属部署の職員全員の特殊勤務の状況を調べ、実績報告書を作成している。部署により、作成者の記名がないものがある。また、所属長の承認印はない。</p> <p>上記は、診療科が複数にまたがり、全てについて所属長の承認をもらうには時間を要するなど、通常の実施者の申請、所属長の承認という本来の手続を行おうとすると業務が煩雑になり時間もかかるため、このような申請の仕組みになっているとのことである。しかし、実施者本人からの申請でなく第三者の承認もないため、データの信頼性、客観性に乏しく、八尾市立病院会計規則 37 条で定められている債務の確定の要件に欠けている。</p> <p>事務処理の効率化のため所属部署の職員が一括して実施報告書を作成するのであれば、所属長より承認を得るよう改めるべきである。また、実施報告書の作成者を明らかにしておく必要がある。</p>	
2	企画運営課	(3)代診医師等の報酬	<p>八尾市立病院院外応援医師(医療技術員含む)及び院内嘱託医師(以下代診医師等という)の賃金及び報酬については、「代診医師等の賃金についての取扱い内規」によっている。同内規の別表で、代診医師等の標準報酬が定められているが、これにより難しい場合は個々の事例に応じて1人1回につき、150,000円の範囲内において院長が決定するとされている。近隣病院と格差があると人手を確保しづらい、手術等の応援の場合、難易度等を勘案すると標準報酬では見合わない場合があるなどの状況を調整するために、院長が決定できる範囲を設け、弾力的な運用を行っているとのことであった。</p> <p>平成18年3月の代診医師等の報酬支給額について確認したところ、標準報酬以外の価格で支給している例が多数見受けられたが、「代診医等の賃金についての取扱い内規」において院長の決定が定められているにも関わらず、院長による価格決定の根拠及び決定に至る過程の資料が確認できなかった。</p> <p>個々の事例に応じ、標準報酬以外の価格を用いざるを得ない場合もあろうが、客観性にかける。近隣病院との価格差、難易度などを考慮したよりきめ細やかな標準報酬体系とし、できる限り客観性、公平性が保たれるよう改めるべきである。また、標準報酬以外の価格を用いざるを得ない場合は、理由を明らかにし、院長が決定したことがわかるよう書面にて院長の承認を得ておく必要がある。</p>	<p>院外からの応援医師に対する賃金については、基本額を「内規」により制定しておりますが、その特殊性や高度性から、技術レベルに対応した報酬額が求められることがあり、その場合は院長の決定による価額としております。この院長決定価額の算定根拠については、従来より理由の付記はされておりましたが、院長の確認印がなかったため、平成18年10月勤務分から、書類の改善を行い、院長の承認印を得ることとしました。(措置済み)</p>

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	企画運営課	(4)職員数の見直し	<p>平成 16 年度より新病院が開院し、病院の維持管理・運営については八尾医療PFI株式会社が実施することとなった。旧病院とは設備や診療科の体制が異なり、一概に比較することはできないが、委託料は平成 15 年度の 469 百万円から、平成 16 年度では 1,293 百万円と 2 倍以上に増加している。旧病院において病院が購入していた給食材料、医療消耗備品費が現在では八尾医療PFI株式会社への委託料に含められているが(参考数値:平成 15 年度給食材料及び医療消耗備品費実績 68 百万円)、それ以外の増加については旧病院で病院事務、労務職員が実施していた業務のうち多くの部分を八尾医療PFI株式会社が実施するようになったことが要因の一つであると考えられる。</p> <p>一方、事務、労務職員数は、平成15年4月1日現在の38人から平成18年4月1日現在では26人まで減らしてはいるが、八尾医療PFI株式会社に業務を移管した部分について、さらに職員削減の余地がないか、再度見直す必要がある。</p>	<p>事務改善と効率化をはかりながら、職員の適正配置につとめてまいります。</p>
2	企画運営課	(5)常勤医師の有効活用と説明責任	<p>八尾市立病院の医師 1 人 1 日あたり患者数は新病院では旧病院と比べ減少している。これは、急性期病院への診療方針の転換に伴う外来患者数の減少、移転に伴う制限や医師の欠員といった状況変化により入院患者の増加が伸び悩んだこと、高度医療の進展に伴い患者の診療時間や対応時間が長くなってきていることなども関係していると考えられる。</p> <p>八尾市立病院は、診療科ごとの医師の不足数を算定した資料を作成しているが、この資料は将来の診療機能と診療方針に裏付けられた診療体制に基づいた医師数とのことであるが、必ずしも明確で客観的な算出根拠によって算定された資料とは言いがたい。</p> <p>医師数が不足し、これを拡大しようとするのであれば、下記の事項に留意し、客観的かつ合理性ある根拠資料を作成する必要がある。</p> <p>①診療機能の視点から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の診療体制とあるべき診療体制とのギャップ ・ その中で不足する医師の専門分野あるいは人員体制 <p>②経営的な視点から</p> <p>医師数を増加させた場合の収入や関連コスト、利益の増加予測</p>	<p>医師数については、本院の診療機能とそれを実現するための将来的な診療体制から算出しているものであり、さらに中期的な収支試算の中に織り込むことにより経営的な視点での検証を加えております。</p> <p>ただ、医療を取り巻く環境は大きく変革しており、経営健全化計画を策定する中で、診療方針や経営計画、経営形態等々の検証とともに、医師の人員体制についても今後検討していく必要があると考えております。</p>

11. 総括意見

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H19.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	企画運営課	総括意見	<p>八尾市立病院においては、地域の中核病院として救急医療や急性期医療の充実に努め、「安全で親切的な医療」を提供することが何よりも優先されることはもちろんであるが、それに加えて、新病院移転後に悪化した収支の改善を図ることが喫緊の課題となっている。</p> <p>そのためには、収支改善計画を立案しその達成に向けた活動が必要となるが、中長期計画を「絵に描いたモチ」とせず計画を達成するためには、全体計画を部門別の計画に落とし込んだ上で、医療現場と連携して各部門の行動計画を策定し、さらにその実施状況を定期的に検証する仕組みを構築する必要がある。</p> <p>またPFI事業の適用に関しては、次のような課題がある。通常のPFI事業においては、地方自治体と民間事業者の間でリスク分担を行い、民間事業者に採算の一部又は全部の責任を負わせることによって、民間事業者に収支改善のインセンティブを与え、民間事業者の創意工夫を促す仕組みをとり得る。しかし、病院PFIにおいては、民間事業者は診療行為を行うことができない、という法的な制約があることから、通常のPFI事業と異なり民間事業者に対して病院全体の収支改善に対する責任を負わせる仕組みになっていない。このことが病院PFIの特徴であり、それゆえモニタリング機能が十分に働かない場合には、PFI導入の目的である民間事業者の創意工夫が発揮されないおそれがあるため、結果数値による評価を含めたモニタリング機能を強化する継続的な努力が必要である。</p> <p>また、医薬品の調達等の民間事業者の業務について、現在のところは旧病院において事務を担当していた職員が新病院に在籍しているため、民間事業者との交渉やモニタリングにあたって旧病院における経験を生かしているが、今後、職員の人事異動に伴い、経験のない職員に交代した際、民間事業者が実施している業務について、民間事業者に「まかせきり」で牽制が効かないことにならないように、モニタリング機能を十分果たせるような仕組みを構築しておく必要がある。</p> <p>八尾市立病院が期待される役割を果たし、かつ、経営的な安定を図るためには、八尾市、八尾市立病院、関係者を交えて、中長期的な八尾市立病院のあり方についての検討を実施することが必要である。そのためには、八尾市立病院の位置づけ、果たすべき役割、地域医療との連携のあり方などを明確にした上で、八尾市立病院の現状とのギャップを明らかにし、あるべき病院像をいかに達成するかという手段を立案していく必要がある。</p> <p>その際には、病院の自主的・弾力的な運営のための制度として、地方公営企業法の全部適用や地方独立行政法人化など、運営形態についての検討を行うことも必要であろう。</p>	<p>公立病院としての使命を果たしながら経営を維持できる財政基盤の確立に向け、経営健全化推進会議の取組みを通じ、診療科別・部門別の課題の分析と改善策の検討、及びこれらに基く収支改善目標及び行動計画の策定を進めるとともに、平成20年度以降も経営健全化推進会議により継続的に進行状況を検証してまいります。</p> <p>PFI事業におけるSPCの収支改善へのインセンティブについては、改善提案による効果が認められた場合は貢献度を勘案することができると規定されており、インセンティブも与えられるような仕組みとなっております。</p> <p>また責任分担の側面からも、モニタリング機能の重要性については認識しており、今後ともモニタリング機能の強化に向けて継続的な努力を行ってまいります。</p> <p>なお、モニタリングは「サービス受益者(利用者や職員)」が実施するものとされており、病院の場合は患者、サービスの利用者としての職員の視点で評価するもので、高度な専門性は求められないものであります。このため、病院各部署の職員により事業評価部会が設置され、SPCのセルフモニタリング、病院による定時・随時モニタリングというモニタリングの仕組みが構築されているところであります。</p> <p>市立病院の将来のあり方につきましては、医療制度改革や公立病院の改革に関する今後の国の動向、及びこれらを反映した地域の医療政策、近隣の自治体・民間病院の動向などを勘案しながら、診療機能・経営形態・運営体制等々、各方面の意見を聞きつつ検討を進めてまいります。</p>